

～～～6月20日(第6日目)～～～

1. 会議並びに開会時刻(午前10時20分～午後 時 分)

2. 出席議員は次の通りである。

議席	議員	議席	議員	議席	議員	議席	議員	議席	議員	議席	議員	議席	議員
1番	天 次	2番	比 類	3番	天 久	4番	安 次	5番	比 類	6番	天 久	7番	安 次
4番	安 次	8番	石 石	9番	天 久	10番	又 官	11番	伊 佐	12番	大 川	13番	伊 佐
7番	安 次	14番	伊 佐	15番	天 久	16番	又 官	17番	伊 佐	18番	大 川	19番	伊 佐
10番	又 官	20番	伊 佐	21番	天 久	22番	又 官	23番	伊 佐	24番	大 川	25番	伊 佐
13番	伊 佐												
16番	又 官												
19番	伊 佐												

3. 不出席議員はなし。

4. 出席議員は出席議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、職務執行のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村 春樹	助 役	長屋 真徳	経済課長	沢し 安一
総務課長	松川 正徳	財政課長	当山 金吾	収入 役	仲村 春樹
建設課長	高橋 昌繁	水道課長	具里 啓俊		

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正徳 書記 照屋 謙 伊佐 正徳

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1 一般質問

9. 会議の顔末

議長～出席議員は17名であります。市町村自治法第53条の規定により
議会は成立致しますので、只今より第6日目の会議を開きます。
(午前10時20分)

議長～暫休致します。(午前10時21分)

議長～再開致します。(午前10時26分)

～～～6月20日(第6回目)～～

1. 会議並びに散会時刻(午前10時20分～午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

1番	天久	斎太郎	2番	比嘉	亮	3番	天久	盛雄
4番	安次	盛信	5番	石川	大	6番	天久	村里
7番	稻嶺	正康	8番	石田	英	9番	安里	里安
10番	又吉	正	11番	大川	昇	12番	石川	城
13番	伊佐	真得	14番	仲村	昇	15番	宮城	里
16番	官里	敏行	17番	伊佐	昇	18番	中里	幸
19番	武島	行男	20番	仲村	昇	21番	古波	清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村	春勝	助	役	具屋	真徳	経済課長	沢し	安一
総務課長	松川	正義	財政課長	当山	全喜	取入	役	仲村	春松
建設課長	高袋	昌兼	水道課長	奥里	将俊				

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 謙 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1 一般質問

9. 会議の顛末

議長～出席議員は17名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より第6回目の会議を開きます。(午前10時20分)

議長～暫休致します。(午前10時21分)

議長～再開致します。(午前10時26分)

議 長～16番議員の出席を報告致します。

議 長～議程第1。一般質問に移ります。

議 長～1番議員の天久氏より順序に願います。

1 番～最初に合併問題についてでございますが、この問題につきましましては、
去年の議会にも質問をおぼえがございました。市長は当時、はさそう
云う具体的な計画もあわせてないと云う御答弁をございました。また
が、隣村との合併問題につきましましては、本市の移計の一斑としても
最も重要な施策だと考えられておりますが、この問題を促進するた
めに促進委員会を設けて、これを大いに検討して合併問題を突
破段階にむけて行く方法等があらわれるか、どうか、もし、あら
われば、その方法等についてお伺いしたいを思います。

市 長～お答え申し上げます。この問題については、今までの経過を先ず最初
にもう一線お伝え申し上げたいと、そして今後についての私の考えを
申し上げたいと思っております。市に昇格する前に、政府でちやんと市町村
の合併問題が出来て、政府の内政局の地方課の幹事で三市村の話し
合いが持たれた訳であります。これは東城、北中城、宜野湾の各村
長、当時の首長でそれから各議長を宜野湾の応接間で色々お話し
合いをして、あの時の話し合は各市長村のこれに対する一般の世論
はどうであるか、その状況について色々話し合つて、政府として何
んとかそれを促進したいと云うこととありましたが、宜野湾市と致
しましては、その促進するには、どうしてもその促進委員会を設けし
て進めなければいかんやと云うことと、一線議会の方にもその意向を
はかつかけてあります。当時の議会ですら、それから宜野湾市と
しては、現段階の市昇格をもう急いで解決するのが、当然の何であ
つて、合併については、その後の問題であるが、当時促進委員会を
設置する必要はないと云うことと、促進委員会を設置はやつてない
訳であります。市に昇格してから今までに何んともない訳
です。もし、宜野湾市からこれを打ち出して当るには市長として思
うかと云うことが、先ず結論になるかと思っております。市長として
こう云う覚悟もあって、どうしても市長一存の考えでは進められ
ないし、即ち合併して、いいのか、悪いのかと云うことになるん
ですが、要するに合併の方法によつて又、今後の合併後の政府の施策
において、宜野湾の市民全体としての、果していわゆる負担が大
くなる様なこと、いわゆる損をする様なことがないかどうかを十二
分に検討する必要があるので、そう云う検討はどうしてもその促
進委員会を設けてそこで検討してもらえなければならぬやない
ところ思うのであります。それで前の議会までは、市に昇格するま
では、別にこれを設ける必要はないと云うこととありましたが、今
月の議会でこれを設けて宜野湾市から呼びかけるんだつたら、先ず

議長～16番議員の出席を報告致します。

議長～日程第1、一般質問に移ります。

議長～1番議員の天久氏より順序に願います。

1番～最初に合併問題についてでございますが、この問題につきましては去年の議会にも質問したお返りがございまして、市長は当時はそう云う具体計画性はもちあわせてないと云う御答弁でございましたが、隣村との合併問題につきましては、本市の都計の一環としても最も重要な施策だと考えられておりますが、この問題を促進するために促進委員会を設けまして、これを穴いに検討して合併問題を実現段階にしむけて行く方法等があらわれるか、どうか。もし、あらわれれば、その方法等についてお伺いしたいと思っております。

市長～お答え申し上げます。この問題については、今までの経過を先ず最初にもう一様お伝え申し上げたいと、そして今後についての私の考えを申し上げたいと思っております。市に昇格する前に、政府でちやんと市町村の合併思案が出来て、政府の内政局の地方課の幹事で三市村の話合いが持たれた訳であります。これは申城、北申城、宜野湾の各村長、当時の皆村長でそれから各議長を宜野湾の応接間で色々お話し合いをして、あの時の話し合は各市長村のこれに対する一般の世論はどうであるか、その状況について色々話し合つて、政府として何とかそれを促進したいと云うことでありましたが、宜野湾市と致しましては、その促進するには、どちらもその促進委員会を設置して進めなければいかんと云うことで、一様議会の方にもその意向をはかつた訳であります。当時の議会ですね、それから宜野湾市としては、現段階の市昇格をもう急いで解決するのが、当然の何であつて、合併については、その後の問題であるとして、当時促進委員会を設置する必要はないと云うことで、促進委員会の設置はやつてない訳であります。市に昇格してから今までどちらも何んともない訳です。もし、宜野湾市からこれを打ち出して当るには市長はどう思うかと云うことが、先ず結論になるかと思つて、市長としては進められないし、即ち合併して、いいのか、悪いのかと云うことになるんですが、要するに合併の方法によつて又、今後の合併後の政府の施策において、宜野湾の市民全体としての、果していわゆる負担が大きくなる様なこと、いわゆる損をする様なことがないかどうかを十二分に検討する必要があるもので、そう云う検討はどうしてもその促進委員会を設けてそこで検討してもらえなければなりません。と云うのであります。それで前の議会までは、市に昇格するまでは、別にこれを設ける必要はないと云うことでありましたが、今日の議会でこれを設けて宜野湾市から呼びかけるんだつたら、先ず

議会の皆さんにもはかつて、委員のメンバーを或は、この結成をして、これを進めて行きたい、と云う考えである訳であります。今の所まだ急いで結成するかどうかについても私としては、こちらから打ち出した方がいかどうかもこれは問題だし、尚又委員の各位の意向もよく聞いて今後のこの問題の進め方については検討していきたいとこう思っている訳です。

- 1 番～市昇格前に合併問題が話し合ったことによく聞いておられますけど、当時は真野御村と致しましては、市昇格のために合併問題どころじゃなかったと云うふうなあれで当時の状況からすれば市で自立経済を達成する意味からおきまして、この市外地と農村地の調整と云うことは今更論をまたない所でありませう。従いまして私の聞く範囲内におきましては、真野御市の方からそう云つた問題を投げると云うことこの問題は非常にこのスムーズに解決されるであろうと云う様な話しを大い聞かされる訳でございますので、市長と致しましては、この問題を促進するためには、なにしろ、相当の資料がなくてはこれは自信をもつて振りきれない訳でございますので、促進委員会を早急に設けてこの問題を進行して戴きます様についてに要請申し上げます。

議長～14番議員の出席を報告します。

- 10番～今先の市長さんの御答弁によりますと、去つた9月の去年の9月の一般質問にお答えされたものと内容はややおるのでございませうがその後この問題についてどう云う考え方で進められたか、いわゆる折衝されたこともないのか、いわゆる市内の学識経験者、関係者とも話し合いなされたことは無い様に受取らるんですが、そう云う話し合はもたれたことはございせんか。

市長～ありません。只個人々の話しとしてはやつてはいますが、こちらで話してその機会を作つて話したことはまだありません。

- 10番～只今の答弁ではないと云う様な御答弁でございましたが、いわゆるこれでは合併問題については、一個人としてはどう云う様なお考えですか。

市長～今先のお話しの様に委員会でも十分に資料を検討してそしてその真野御市としてのこれからどうありたいと云うことを取り決めて進めたいとこう思つております。合併するとか、しないとかと云うことは決定的なことは云えせん。

- 1 番～先程の御答弁の中で、促進委員会を設ける御意向があつた様であり

議会の皆さんにもはかつて、委員のメンバーを或は、この結成をして、これを進めて行きたい。と云う考えである訳であります。今の所まだ急いで結成するかどうかについても私としては、こちらから打ち出して方がいいかどうかは問題だし、尚又議員の各位の意向もよく聞いて今後のこの問題の進め方については検討していきたいところ思っている訳です。

- 1 番～市昇格前に合併問題が話し合ったことはよく聞いておりますけど、当時は宜野湾村と致しましては、市昇格のために合併問題どころじゃなかつたと云うふうなあれで当時の状況からすればうなずけられる訳でございますが、一応市にも昇格以上どうしても市の自立経済を達成する意味からおきまして、この市外地と農村地の調整と云うことは今更論をまたない所あります。従いまして私の聞く範囲内におきましては、宜野湾市の方からそう云つた問題を投げることによつてこの問題は非常にこのスムーズに解決されるであろうと云う様な話し合大がい聞かされる訳でございますので、市長と致しまして、この問題を促進するためには、なにしろ、相当の資料がなくてはこれは自信をもつて振りきれない訳でございますして、促進委員会を早急に設けてこの問題を推行して載きます様について要望申し上げます。

議 長～14番議員の出席を報告します。

- 10番～今先の市長さんの御答弁によりますと、去つた9月の去年の9月の一般質問にお答えなされたものと内容はややにておるのでございますがその後この問題についてどう云う考え方で進められたか、いわゆる折衝されたこともないのか、いわゆる市内の学識経験者そう云う関係者とも話し合いなされたことはない様に受取られるんですが、そう云う話し合はもたれたことはございませんか、

市 長～ありません。只個人々の話しとしてはやつていますが、こちらで話してその様会を作つて話したことはまだありません。

- 10番～只今の答弁ではないと云う様な御答弁でございましたが、いわゆるこれでは合併問題については、一個人としてはどう云う様なお考えですか、

市 長～今先のお話しの様に委員会で充分に資料を検討してそしてその宜野湾市としてのこれからどうありたいと云うことを取り決めして進めたいところ思うのであります。合併するとか、しないとかと云うことは決定的なことは云えません。

- 1 番～先程の御答弁の中で、促進委員会を設ける御意向があつた様であり

ますけど、その時期の見通しについてお聞せ願いたいと思います。

市長～1番さんの御意向の様に早くこの促進委員会を作つて、進めたいと云う多数の、今1番さんからの要望を聞いた訳であります、そう云うと気持であれば、これは2～3ヶ月には委員のメンバーを取り決めて話し合いを始めることかと思つております。

12番～市長のご答弁の申には、市長個人としては、この合併に合併していかどうかかわからないと云う様なご答弁でございますが市長として本当にお断りにならない訳ですか。

市長～そうであります。

12番～そうすると世論がずくして初めてこの事業にちやくきなると云うお気持ですか。

市長～これは事業でもありません、よするに合併の方法があります、それによつて宜野湾市として或は相手側として色々異なる件が出て来ると思ひます、利害関係もあると思ひます、この場合にそれをよく申には数学的な面も出て来るし、その他の面で色々検討すべき部面がありますのでそれを総合して宜野湾市としては、合併にもつていつの方がいいか、或はそのままだいいかと云うのは出て来ると思つて今すぐ合併します、やしませんと云う答へは出されないのであります。

12番～意向としてはどんなですか。

市長～だから意向としてはそれをよく検討したい意向であります。

議長～18番議員の出席を報告します。

16番～市昇格行事のときの合併についての前会議としては、市昇格と合併とをからました場合とあふまでも市独自の立場で市昇格後に考えるべきだと。そして当時はそれまでに隣村の資料を調査して、十二分に対処出来る所まで行つて行くべきだと云うふうな前会議での考へ方でございますが、その後隣村と申しますと、4ヶ村ございませうけれどもその面についての資料関係について合併と関連した資料を十二分に整われておるか、どうか、只今の答へでは、議員はこう云うふうに進めたい、皆さんの意向であるならば2～3ヶ月以内には促進委員会をすぐ設けられるといふ事けれどもそこにおいてうら付とななる十二分な資料がない限り人間は集めた所それぞれに対する是非問題か出てこないだろうと思ひますけれども、その資料の点がどう云う所まで調査がされておるか、その点についてお伺いします。

ますけど、その時期の見通しについてお聞せ願いたいと思います。

市長～1番さんの御意向の様に早くこの促進委員会を作つて、進めたいと云う多岐の、今1番さんからの要望を聞いた訳であります。そう云うご気持ちであれば、これは2～3ヶ月には委員のメンバーを取り決めて話し合いを始めることがとらうのであります。

12番～市長のご答弁の中には、市長個人としては、この合併に合併していかどうかかわからないと云う様なご答弁でございますが市長として本当にお解りにならない訳ですか。

市長～そうであります。

12番～そうすると世論がずくして初めてこの事業にちやく取なさると云うお気持ちですか。

市長～これは事業でもありません。よするに合併の方法があります。それによつて宜野湾市として或は相手側として色々異なる件が出て来ると思ひます。利害関係もあると思ひます。この場合にそれをよく中には数字的な面も出て来るし、その他の面で色々検討すべき部面がありますのでそれを総合して宜野湾市としては、合併にもつていつの方がいいか、或はそのままだいいかと云うのは出て来るとらうので今すぐ合併します。やりませんと云う答へは出されないのであります。

12番～意向としてはどんなですか。

市長～だから意向としてはそれをよく検討したい意向であります。

議長～18番議員の出席を報告します。

16番～市昇格行事のときの合併についての前の議会としては、市昇格と合併とをからました場合と悪くまでも市独自の立場で市昇格後に考えるべきだと、そして当局はそれまでに隣村の資料を調査して、十二分に対処出来る所までもつて行くべきだと云うふうな前議会での考へ方でございますが、その後隣村と申しますと、4ヶ村ございませうけれどもその面についての資料関係について合併と関連した資料を十二分に整われておるか、どうか、只今のご答弁では、結局はこう云うふうに進めたい、皆んなの意向であるならば2～3ヶ月以内には促進委員会をすく設られるといひますけれどもそこにおいてうら付となる十二分な資料がない限り人間は集めた所それに対する是非問題か出てこないだらうと思ひますけれども、その資料の点がどう云う所まで調査がされておるか、その点についてお伺ひします。

市長～先ず委員会が出来ると云うと、合併にはどう云う資料が入るからこれを資料取集してもらいたいと云うことであれば、事務当局としてまずその資料が得られるのでありますが、今の所まだ委員会も出来ておりません、如何なる資料が必要であるかもまだここでは手付し出来ないので、そう云う資料と云うのは只たんに査段もつておる所の人件とか或は経済の状況とかと云う様なものは調査出来るんだが、それをどういふ方法でつぎ合せての資料を作るかについてはまだ検討もされておきませんので、委員会が出来ないと云うとその資料を集めることも出来ないで今までその資料はまだ出来ておりません、

5 番～合併の真面について、促進委員会を組織して、そこで検討して結論をきすべきだとの考えらしいですが、その前に議会の意志を聞く必要は認めませんか、

市長～大いにあります、

5 番～今の促進委員会を設けて、合併がいわゆるいいか、悪いかに検討してもらおうと云うその促進委員会の組織は、議会の意志を聞かないでやる訳ですか、聞いた後やる訳ですか、

市長～聞いてから、

5 番～もし、仮りに議会の意志が調査は色々の方面から検討した結果、自主的に合併すべきじゃないと云う結論が出たとしても、それでもなお促進委員会を作りますか、

市長～促進委員会を作る必要はないと云う場合ですか、

5 番～いや、仮りにですね、今國村の合併問題について積極的に行はすや2ヶ年3ヶ年以内に合併する目標に向つてそう云うふうに進みました方がいいか、悪いかに、つまりその世論をきとめるために促進委員会よりは、議会の資料を優先的に一掃にあつたことがあるはずで

市長～はい、

5 番～ここで議会の意志が議院においては合併すべき時期じゃない、合併した場合には、直野村の立場から見て、色々と都合点がある、そこで議院においては合併すべきじゃないと云う議会の意志が表明された場合には、それでもなお促進委員会を作りますか、作るお考えがありますか、

市長～今の御質問は、只今1番さんの要請とは反対の場合にも、これを作

市長～先ず委員会が出来るとうと、合併にはどう云う資料が入るからこれを資料収集してもらいたいと云うことであれば、事務当局としてもすぐその資料が得られるのでありますが、今の所まだ委員会も出来ておりません。如何なる資料が必要であるかもまだここではキヤツチ出来ないで、そう云う資料と云うのは只たんに普段もつておる所の人口とか或は経済の状況とかと云う様なものは調査出来るんだが、それをどういふ方法でつき合わせての資料を作るかについてはまだ検討もされておられませんので、委員会が出来ないと云うとその資料を纏めることも出来ないで今までその資料はまだ出来ておりません。

5番～合併の良否について、促進委員会を組織して、そこで検討して結論をきすべきだとの考えらしいですが、その前に議会の意志を聞く必要は認めませんか。

市長～大いにあります。

5番～今の促進委員会を設けて、合併がいわゆるいいか、悪いか検討してもらおうと云うその促進委員会の組織は、議会の意志を聞かないでやる訳ですか、聞いた後やる訳ですか。

市長～聞いてから。

5番～もし、仮りに議会の意志が現在は色々の方面から検討した結果、自主的に合併すべきじゃないと云う結論が出たとしました場合には、それでもなお促進委員会を作りますか。

市長～促進委員会を作る必要はないと云う場合ですか。

5番～いや、仮りにですね、今隣村の合併問題について積極的に或はすぐ2ヶ年3ヶ年以内に合併する目標に向つてそう云うふうに歩みました方がいいか、悪いか、つまりその世論をまとめるために促進委員会よりは、議会の資料を優先的に一様はあつかうことがあるはずで

市長～はい。

5番～ここで議会の意志が現段階においては合併すべき時期じゃない、合併した場合には、宜野湾の立場から見ても、色々と都合な点がある。そこで現段階においては合併すべきじゃないと云う議会の意志が表明された場合には、それでもなお促進委員会を作りますか、作るお考えがありますか。

市長～今の御質問は、只今1番さんの要望とは反対の場合にも、これを作

るのかと云う意味でございますか、要するに1番は、

5 番～そのままでありまして、仮りに議会の意志がですね、^当正統な手続に基づき所定の段階においては合併すべきじゃないと云う議会の意志が表明された場合におきましても、尚促進委員会を設ける意志がありますか、どうかをお聞きしております。

市 長～議会が1番さんのご希望のように必要があれば、これを促進するために2～3ヶ月以内には、準備できると、議会の方で1番さんとは反対にそんなことは入らないと云うことに決まればですね、作る必要はないと思っております。

5 番～もう少ししたしかめたいんですが、1番さんの質問は第一豫念頭におかれなくて答弁して下さい。

市 長～これは関連しないで、

5 番～これは関連はしているんですが、1番さんの質問と関連している訳ですが、促進委員会を2～3ヶ月以内に作ろうと思われると云うような市長の答弁について、

市 長～作ろうと思つてはおりません。議会ですね、1番さんの希望みたいな様に早くこれを作る必要があると、議会の皆さんがお考えであればですね、そんなに長い期間は待たんで2～3ヶ月でもこれは作れると思つて、先ず社会意を重んずると云うことには、変わりはありません。

5 番～議会の意志が或は促進委員会を作つた方がいいと云う意志であれば2～3ヶ月に作りたい考えであると云うように詳しく聞いていいですね、はいわかりました。

19 番～只今の市長さんの答弁をうけたまわりますと、いわゆる自主的なそう云つた考え方はありじやないかと、^考あくまでも、他からそう云つた問題が出た場合には、促進委員会も作ろうと云つた案に受け取つてよろしうかとございませうか、又、よしんば促進委員会に云うのも構成についてございませうけれども、一機段階として現在、別にそう云つた合併問題がこれについて、市更自體として意志がなるとした場合には、一機はそう云つたいわゆる合併研究会と云つた案の研究期間でも任意の調体でも結構だと思つて、作られて、合併について研究していれば、それで、それが合併してしまつたときと云う議論に達した場合には、そう云つた案を促進委員会に切りかえると云つた案の考えが、どうか

るのかと云う意味でございますか、要するに1番は、

5 番～そのままであります。仮りに議会の意志がですね、正統な手続に基づく所の現段階においては合併すべきじゃないと云う議会の意志が表明された場合におきましても、尚促進委員会を設ける意志がありますか、どうかをお聞きしております。

市 長～議会が1番さんのご要望のように必要があれば、これを促進するために2～3ヶ月以内には、準備できると、議会の方で1番さんとは反対にそんなことは入らないと云うことに決まればですね、作る必要はないと思います。

5 番～もう少ししたしかめたいんですが、1番さんの質問はオ一様念頭におかれなくて答弁して下さい。

市 長～これは関連しないで、

5 番～これは関連はしているんですが、1番さんの質問と関連している訳ですが、促進委員会を2～3ヶ月以内に作ろうと思われると云うふうな市長の答弁について、

市 長～作ろうと思うではありません。議会のですね、1番さんの要望みたいな様に早くこれを作る必要があると、議会の皆さんがお考えであればですね、そんなに長い期間は待たんで2～3ヶ月でもこれは作れると思います。先ず社会意志を重んずると云うことには、変わりはありません。

5 番～議会の意志が或は促進委員会を作つた方がいいと云う意志であれば2～3ヶ月に作りたい考えであると云うふうに解しやくしていいですね、はいわかりました。

19番～只今の市長さんの答弁をうけたまわりますと、いわゆる自主的なそう云つた考え方はおありじゃないかと、悪くまでも、他からそう云つた問題が出た場合には、促進委員会も作ろうと云つた様に受け取つてよろしゅうございますか、又、よしんば促進委員会こう云うのも構成についてでございますけれども、一様段階として現在、別にそう云つた合併問題がこれについて、市長自体としてご意志がないとした場合においても、一様はそう云つたいわゆる合併の研究會と云つた様な研究期間でも任意の団体でも結構だと思ひますし、作られて、合併について研究していかれたらと、そして、それが合併してしかるべきだと云う結論に達した場合に、そう云つた様な組織を促進委員会に切りかえると云つた様な考えがおありか、どうか

市長～私の個人としては、これには全然ノーコメントと云う訳じやなしに、話せる人には、この問題をどう進めた方がいかな話しても進めると、但し、これを進めるには、どうしても一番大きな力になるのは、議会の意志であります。それで、こちらからこの問題について、促進た委員会を持つ必要があるかどうかともこちらから先きの議会の問題が質をねじられた訳であります。又、ここで一審議員さんからこの問題が質問さんもお考でありますし、市長もこれはどうしてもこれか皆さん先野市としてので態度をはつきり三市村にも政府にも示す必要があると思うのであります。それで、その方法としましては、メンバーにして市長もつて私で作つても、これを切りかえると云う考えは今の所持つておりません。どこまでも、そのメンバーにつても議会はかつかつて、どう云う人々を委員にもつて行こうか云うふうに皆さんにもはかつてこう進めたいこう思つております。

議長～3番議員の出席を報告する。

1番～只今の19番さんの質問と一寸関連致しますけれども、先程の石川議員のご答弁の中には、議会の意志によつてのみその問題を促進する事が出来ると云うふうにおつしやられたのでありますが、本問題を推行するには、先ず合併していかどうかと云うこの資料集取が先決問題でございます。従いまして、現在の所我々といまして、早くも、早時に結論を申し上げることは出来ないとございまして、議会と致しまして合併がいいか、合併の是非につきましては、早急な結論は出来かねるんぢやないかと思ひます。従いまして、もし促進委員会と云う名称が具合悪ければ、例委員会でもよろしゅうございませう。そう云つたいわゆるその合併を前提としての研究委員会を設ける様に議会の意志にかかわらず、その資料の集取については充分執行当届がすべき問題じやないかと考へておりますので、その辺を充分おみ下さいまして、この問題を出来るだけ早めに私の申し上げていることは、今すぐと云う訳じやございませぬ。この問題を進めるにはどうしても所定の時間がかかるものと考へられておりますので、今からその問題を研究し、資料集取にかかると適切な時期を失つてしまふじやないかと云う懸念もいだかれますので、その点特に御留意下さいまして、本問題を出来るだけ早く道にせるべき努力を致したいと云うことを申し上げておきます。

議長～暫休憩致します。(午前10時47分)

議長～再開致します。(午前10時55分)

1番～2番目の市営のアパート事業についてでございますが、最近聞く所

によりまして、資金がアパート建築に充てられては、相当融資して
いと云う話をして聞いておきます。最初は全額融資しておつたらし
いですが、最近個人にも70%まで融資するおつたには、なつか
ておりますが、このアパートの建築融資の条件と致しましては、な
なして、本事業を助成するに、最も適切な市町村事業として取り扱
つた方が、そのおしやうを見れば、最も切当だと云うふうにお考
訳けであります。従って、時に切当だと直野市におきましては、相
の最初から、居住者が多うございまして、市営アパート事業を
するならば、必ず住宅確保の措置にもなるし、又、市の企業とし
非常なこの有望だと考へておられますので、本問題について、そ
促進して行く考へがあらわれるかどうか、又あれば、いかな
期にどう云つた構想でされるかについてお伺い致します。

市長～いわゆるこの問題も、先の問題と同じ様に1番さんの、私も1番
さんと同様直野市として、アパートの建築は、今後必要でもあ
り、又直野市の地理的な位置として、非常に有利な場所にあると
ころ思い、何とかこれを建設したいところ思つておつたのであり
ます。これについては、今の所まだここにどう云う計画があると云
具体的な案は持っておりませんが、先ずその道地を求めて、今後よ
くこれを検討して、これを促進して行きたいと思つております。

1番～只今の問題につきましては、市長の次年度の政策の中に見当らな
かつたのでおえてご質問申し上げた訳でございますが、どうしてもこ
う云つた事業を推進するにはその準備期間にも相当の期間を要しま
すので、早めに本問題を突現していただき、なるべく資料の集
やつて頂く様と要望を申し上げます。

議長～関連質問があればお願いします。

16番～只今2番員の1番さんのご質問は、今後の直野市の、市町村財源
の問題として非常に大きな問題じゃないかと思つておる訳です。
と申しますのは、開発公社としましては、それ相応な資金を投じ
てさせようとする意向がありますが、しかし、これは市長さんの今
後努力目標の中にはございませぬ、これを新年度にやなくして、次
年度当りでもその準備に資料の徴収地の見聞とか云うことを
十二分に考慮されて、突進に移す様な考へがあるかどうか、その
点についてお伺いします。

市長～すぐ次年度と云う確約は出来ませんが、たえず、これについては考
えてはおります。まず、道地？

議長～暫休憩致します。(午前11時00)

によりますと、開金がアパート建築に對しましては、相当融資して
いると云う話しを聞いております。頭初は全額融資しておつたらし
いですが、最近個人にも70%までは融資するとうふうになつ
ておりますが、このアパートの改築融資の条件と致しましては、か
なりこの家賃を制約致しまして、相当制限を超えておる様でござい
まして、本事業を推行するには最もこの市町村専業として取り扱
つた方が、そのあらゆる見地から適切だと、云うふうにご考慮お
訳けであります。従いまして、時に当宜野湾市におきましても相当
の最初からの居住者が多うございまして、市営アパート事業を經營
するならば、必ず住宅難の解消にもなるし、又、市の企業としても
非常にこの有望だと考えておりますので、本問題について、それを
促進して行くお考えがあらわれるかどうか、又あれば、いかなる時
期にどう云つた構想でされるかについてお伺い致します。

市長～いわゆるこの問題も、先の問題と同じ様に1番さんの、私しも1番
さんと同様に宜野湾市として、アパートの建設は、今後必要でもあ
り、又宜野湾市の地理的な位置として、非常に有利な場所にあると
ころ思い、何とかこれを建設したいところ思つておつたのでありま
す。これについては、今の所まだここにこう云う計画があると云う
具体的な案は持つておりませんが、先ずその適地を求めて、今後よ
くこれを検討して、これを促進して行きたいところ思つております

1番～只今の問題につきましては、市長の次年度の政策の中に見当らな
かつたのであえてご質問申し上げた訳でございまして、どうしてもこ
う云つた事業を推進するにはその準備期間にも相当の期間を要しま
すので、早めに本問題を実現して載きます様にすぐ資料の集取等
をやつて頂く様ご要望を申し上げたいと思つております。

議長～関連質問があればお願いします。

16番～只今2番目の1番さんのご質問は、今後の宜野湾市の、市町村財源
の問題として非常に大きな問題じやないかと思つておる訳です。
と申しますのは、開発融公社としまして、それ相当な資金を投じ
てさせようとう意向がありますが、しかし、これは市長さんの今
後努力目標の中にはございませぬ。これを新年度じやなくして、次
年度当りでもその事案前に資料の徴取敷地の見聞とかとうことを
十二分に考慮されて、実施に移す様なお考えがあるかどうか、その
点についてお伺いします。

市長～すぐ次年度と云う確約は出来ませんが、たえず、これについては考
えてはおります。まず、適地？

議長～暫休憩致します。(午前11時00)

議 長～再開致します。(午前11時05分)

- 1 番～3番目の質問を致します。当市におきましては、全築の約半分の貴住宅が建られておると聞いておりますけど、その貴住宅の所有の内訳と、地積別の内訳それから、各々の課税の内訳について、ご説明願います。

市 長～本件については、関係した財政課長の方にその説明的な資料を編めてお答えする様に準備してありますので、変わつて、

財政課長～では、私から御説明申上げます。敬字に変わっておりますが、別に地積別を取つてあるものではありませんが、今の所、全貴住宅ですわね、これが1,074とうですわね、これは外人関係の何んであります。それに外人の所有が458とう合わせて1,532とうと云うふうになつております。課税の内容と申しますと、どう云つた様な

- 1 番～外人に対する課税と、沖繩人所有の課税の内容ですわね、これが同様に課税されておるか、どう云う方法で課税されておるか、又外人所有の住宅に対して適切に課税されておるかどうかそれについて、

議 長～暫休憩致します。(午前11時11分)

議 長～再開致します。(午前11時30分)

財政課長～よく外人関係の課税について、相当もれがあると云うふうな何んでありますが、これも中には、課税減れもある訳であります。それでその理由と申しますと、色々調査の場合に、自身のその建物の調査も拒むと、或は調査をしたにしても名まえを云わないとか、という様なものが課税、現在の所やられてないとう様な状態であります。課税については、別に沖繩人所有と、外人所有の差別なく同じ様に賦課している様に思つています。

- 1 番～外人所有の458とうの内、課税していないとう数が何とうございますか。

財政課長～それは外の税は課されないのではありませんが、ほとんど固定資産でありますわね、建物ですわね、それに土地が外人所有に移つておれば、それも含まれてはおりますが、現在の所、343 ~~だけ~~これだけは課税されております。

- 1 番～そうすると、110がまだ課税されてないと云うことになつておりますが、それは、村長の財産の獲得に非常に重要な問題でございませぬ。従いまして調査を拒むとか、調査してもその所有者の名を調ら

議 長～再開致します。(午前11時05分)

- 1 番～3番目の質問を致します。当市におきましては、全棟の約半数の貸住宅が建られておると聞いておりますけど、その貸住宅の所有の内訳と、地域別の内訳それから、各々の課税の内訳について、を説明願います。

市 長～本件については、関係した財政課長の方にその説明的な資料を繕めてお答えする様に準備してありますので、変わつて、

財政課長～では、私から御説明申し上げます。数字に変わしてありますが、別に地域別に取つてあるのではありませんが、今の所、全貸住宅です。ね、これが1,074とうです。これは外人関係の何んであります。それに外人の所有が458とう合わせて1,532とうと云うふうになつております。課税の内容と申しますと、どう云つた様な

- 1 番～外人に対する課税と、沖繩人所有の課税の内容です。これが同業に課されておるか、どう云う方法で課税されておるか、又外人所有の住宅に對して適切に課税されておるかどうかそれについて、

議 長～暫休憩致します。(午前11時11分)

議 長～再開致します。(午前11時30分)

財政課長～よく外人関係の課税について、相当もれがあると云うふうな何んでありますが、これも中には、課税減れもある訳であります。それでその理由と申しますと、色々調査の場合に、自分のその建物の調査も拒むと、或は調査をしたにしても名まえを云わないとか、いふ様なものが課税、現在の所やられてないとう様な状態です。課税については、別に沖繩人所有と、外人所有の差別なく同じ様に賦課している様に思つています。

- 1 番～外人所有の458とうの内、課税してないとう敬が何とうございますか、

財政課長～それは外の税は課されないのではありませんが、ほとんど固定資産であります。ね、建物です。それに土地が外人所有に移つておれば、それも含まれてはおりますが、現在の所、343軒、これだけは課税されております。

- 1 番～そうすると、110がまだ課税されてないとうことになつておりますが、それは、村税の財源の獲得に非常に重要な問題でございます。従いまして調査を拒むとか、調査してもその所有者の名を明ら

かにしないと、云う理由だけで課税が出来ないと云うことになりま
すと云うと、それは職上のたいまんを云う以外にはない訳でござ
います。この問題をかいせつや決するには、どう云う具合の方法で解
決するか、その具体的、当層のご構想についてお伺いしたいと思
います。

財政課長～これは、しよつちゆその名前も、所有者の氏名も知らんと云う場
合は、何個も行つて調査しておりますが、田中この仕事の関係で留
守とか云う様なことでお隣の外人に聞くとか、或は中央の税であつ
ても、そう云つた何が関係されますので、税務署の方とか、そう云
つた何番の建物は、だれの所有であるとか、云う様な方法で向うに
行つても、調査の資料を取つて来る様に考えております。

5 番～只今の所有者氏名についてであります。外人が建物の所有者であ
る場合にも、土地もその人の所有者であると云うことは、ごくまれ
な場合において余りないはずであります。そこでその地主を調べ
その地主が貸してある相手のいわゆる賃借人は誰であるかを調べ
建物の所有者が尚早くわかると云う方法もあるはずですが、そう云
う方法を取つたことがありますか、

財政課長～あります。

5 番～ありますか、 はい、
そう云う方法を取つてわかつたのはどの位ありますか、

財政課長～数字はまだ何してないんですが、

5 番～そうすると、先き所有者不明で課税出来ないと云う件数は何件だつ
たのですかな、

財政課長～458件の内343件です。

5 番～343けんが所有者が誰であるか分からんために課税されて、

財政課長～課税はすでにされておるんです。

5 番～115けんですか、この115けんと云うのは、これは全部外人所
有であることは、わかつておりますか、

財政課長～そうです。

5 番～外人所有であることは、解かつておるが、所有者が誰であるか解か
らんために課税されてないのですか、

かにしないと、云う理由だけで課税が出来ないと云うことになりま
すと云うと、それは職務上のたいまんと云う以外にはない訳でござ
います。この問題をかい妙や決するには、どう云う具合の方法で解
決するか、その具体的、当局のご構想についてお伺いしたいと思
います。

財政課長～これは、しよつちゆその名前も、所有者の氏名も解らんと云う場
合は、何圖も行つて調査しておりますが、貴申この仕事の関係で留
守とか云う様なことでお隣の外人に聞くとか、或は中央の税であつ
ても、そう云つた何の関係されますので、税務署の方とか、そう云
つた何番の建物は、だれの所有であるとか、云う様な方法で向うに
行つても、調査の資料を取つて来る様に考えております。

5 番～只今の所有者氏名についてであります。外人が建物の所有者であ
る場合にも、土地もその人の所有者である云うことは、ごくまれ
な場合において余りないはずであります。そこでその地主を調べて
その地主が貸してある相手のいわゆる賃借人は誰であるかを調べれ
建物の所有者が尚早くわかると云う方法もあるはずですが、そう云
う方法を取つたことがありますか、

財政課長～あります。

5 番～ありますか、 はい。
そう云う方法を取つてわかつたのはどの位ありますか、

財政課長～数字はまだ何してないんですが、

5 番～そうすると、先き所有者不明で課税出来ないと云う幹数は何幹だつ
たですか、

財政課長～458幹の内343幹です。

5 番～343けんが所有者が誰であるか分からんために課税されて、

財政課長～課税はすでにされておるんです。

5 番～115けんですか、この115けんと云うのは、これは全部外人所
有であることは、わかつておりますか、

財政課長～そうです。

5 番～外人所有であることは、解かつておるが、所有者が誰であるか解か
らんために課税されてないですか、

財政課長～はい。

5 番～そうすると、115けんの内、先きのいわゆる地主が誰であるかなんか調査を進めておるんですか、

財政課長～ええ、やつております。

5 番～この115けんを調べるのに大体どの位の目数があれば出来ますか私の考えでは1週間じやあり余るぐらいと思いますがね、

財政課長～それは一言で何日かかると云うことは多よつと云えないと思いませんがね、

5 番～いや、やる意志があれば、一週間では出来るはずですがね、

財政課長～それはですな、

5 番～もし出来ない場合ですな、仮りに出来ない場合と云うのは、それは色々理由があるかも知れません、忙がしくて、或はその他調査上の突進の件ですな、そう云つた面から第三者に請負された方がいいと考えたことはないですか、

財政課長～調査の請負ですか、

5 番～はい、調査の請負

財政課長～そう云うことは、

5 番～考えたこともない。

財政課長～ないです。

5 番～はい、いいです。

1 番～今先のとう数の内訳をちよつと、

議 長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議 長～再開致します。(午前11時41分)

1 番
議 長～4番は後にしまして、5番の問題に入ります。去つた12月の議会におきまして建築課長の答弁の中に部計事業のこの区画整理事業が大体今年の8月頃までには認可出来ると云うふうなご答弁でございましたが、前に建築課長の意向からしました所、これが来年の3月

財政課長～はは。

5 番～そうすると、115けんの内、先きのいわゆる地主が誰であるかなんか調査を進めておるんですか、

財政課長～ええ、やつております。

5 番～この115けんを調べるのに大体どの位の日数があれば出来ますか私の考えでは1週間じやあり余るぐらいと思いたすがね、

財政課長～それは一言で何言かかると云うことはちよつと云えないと思いたすがね、

5 番～いや、やる意志があれば、一週間では出来るはずですがね、

財政課長～それはですな、

5 番～もし出来ない場合ですな、仮りに出来ない場合と云うのは、それは色々理由があるかも知れません。忙がしくて、或はその他調査上の実施の件ですな、そう云つた面から第三者に請負された方がいと考えたことはないですか、

財政課長～調査の請負ですか、

5 番～はい、調査の請負

財政課長～そう云うことは、

5 番～考えたこともない。

財政課長～ないです。

5 番～はい、いいです。

1 番～今先のとう敏の内訳をちよつと、

議 長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議 長～再開致します。(午前11時41分)

1 番 議 長～4番は後にしまして、5番の問題に入ります。去つた12月の議会におきまして健康課長の答弁の中に都計事業のこの区画整理事業が大体今年の8月頃までには認可出来ると云うふうなご答弁をございましたが、前に建設課長の意向からしました所、これが来年の3月

項に延びると云う兼ねと答弁でございましたので、それがどう云うぐあいにもどう云う理由でこの遅延しているかですね、又その促進するためにどう云つた対策をお持をですか、それについて伺います。

市長～この問題につきましては、一様市の方からその書類を準備して提出したのでありますが、その書類が不備と云うか、これでは不十分だから、国面も一様作りかえて出す兼にと云うことで返えされておられる様でありますので、尚その遅い点については、課長の方から補足して致します。

建設課長～私の方から、書類の提出についてご連絡申し上げます。一様当周としましては、2月の定例会で、決定いたしました資料を政府の方から提出すべく、その打合せを済ませた訳です。この時に、政府の方の意向としましては、本来までは、提出の方法が、非常に簡単であつたのであります。所が今回になつてから、政府の方針が変わりまして、これは政府の方の係長のお話でありまして、各専門の委員会でと申しますか、そう云うものを職員の中で作つて、更にその提出した書類について、現地を調査して、この書類を交付すると云うふうな方法に変わつて来ております。そうなりますと、我々も持つて行つた書類は、或る程度固面の小さい概略的な所があつたものであります。それから不十分と云うことになりまして、更に固面が大ききものが必要にして現地へ行つても、わかりやすい様にならねばなりません。一様さがつて来て来た訳であります。その固面を作成するに当りましては、現在の固面よりも、更に現地において調査をまて記載しなければならぬと、そう云う様な状態になつてきております。この調査がまだ出来ぬために、この提出は遅れております。それから都市計画の推進の遅延でございますが、これは以前に法定の決定の内容と少し関連しますが、尚又3月から4月に先行つて、答の引継ぎをやつた訳でございますが、それは手廻りがかつたものから、そのために補修にもいろいろ遅れております。それから対策と云うことになつておりますが、その対策につきましては、現在事務に對して、尚職員を増員を考へております。それは2名でございますが、更に自動車一台を基礎調査の迅速と云う意味で購入する予定にしております。以上であります。

1

1番～対策について、2名の増員と専審能力を促すと云う意味で、自動車1台を購入すると云うことではございますが、これだけの増員と、指導力の強化でこの都市計画の推進を充分にカバー出来るお考えでありますか。

建設課長～現在、都市計画の計画におきましては調査の方が大部分を現在承めておる訳でございます。それでこの調査に当りましては、現在の職員を充分に、ふるに調査に當らして行けば調査の方もある程度は

頭に延びると云う様なご答弁でございましたので、それがどう云うぐあいにもどう云う理由でこの遅延しているかですね、又その促進するためにどう云う対策をお持ちですか、それについてお伺いします。

市長～この問題につきましては、一様市の方からその書類を準備して提出したのでありますが、その書類が不備と云うか、これでは不十分だから、図面も一様作りかえて出す様にと云うことで返えされて延びておる様でありますので、尚その細い点については、課長の方から補足して載けます。

建設課長～私の方から、書類の提出についてご説明申し上げます。一様当局としましては、2月の定例会で、決定になりました資料を政府の方へ提出すべく、その打合せをしに来た訳です。この時に、政府の方の意向としましては才従来までは、提出の方法が、非常に簡単であったのであります。所が今圖になつてから、政府の方針が変わりまして、これは政府の方の係長のお話してありますが、各専門の委員会と云いますか、そう云うものを職員の中で作つて、更にその提出した書類について、現地を調査して、この書類を受付けるとそう云うような方法に変わつて来た訳でございます。そうなりますと、我々持つ行つた書類は、或る程度圖面の小さい概略的な所があつたのであります。それから不十分だと云うことになりまして、更に圖面の大きいものに記載をして現地に行つても、わかりやすい様な要望がありまして、一様さがつて来た訳であります。その圖面を作成するに当りましては、現在の圖面よりも、更に現地において明細な部分まで記載しなければならぬと、そう云う様な状態になつた訳でございます。この調整はまだ出来てないために、この提出は遅れております。それから都市計画の推進の遅延でございますが、これは前に法定の決定の内容とも少し関連しますが、尚又3月から4月に手続がつかつたもんですから、そのために相対的にもいくらか遅れております。それから対策と云うことになつておりますが、その対策につきましては、現職事務量に対して、尚職員を増員を考へております。それは2名でございますが、更に自動車一台を基礎調査の迅速と云う意味で購入する予定にしております。以上であります。

1

1 番～対策について、2名の増員と事務能力を尽すと云う意味で、自動車1台を購入すると云うことでございますが、これだけの増員と、指導力の強化でこの都市計画の推進を十分にカバー出来るお考えでありますか。

建設課長～現在、都市計画の計画におきましては調査の方が大部分を現在示めておる訳でございます。それでこの調査に当りましては、現在の職員を十分に、ふるに調査に当らして行けば調査の方もある程度は

充分とはいいかねますが、行けると思いますが、それから職員が増加が2名加わっておりますから、尚事務の面も能率が上がると思えます。

3 番～今課長さんから、遅れた理由が延べられておりますが、その件につきまして、その認可は何月頃認可なるかと云う様な見通してですか、どうお考えおられますか、

建設課長～現在政府に提出しようとする書類は、10件を準備しております。そして、それは全部同時に提出する訳でございますが、これは6月位までには提出できると思っております。

3 番～そうならば、少なくとも7月一つばいには出来ませんか、

建設課長～箇面の調整及び現地において一部測量がありますから、そのために6ヶ月筈になると思えます。

3 番～現地の現地測量ですか、
6月以後と云うふうになると、12月以後になりますか、

建設課長～只今の問題でございますが、これは法定決定と云う場合と、それから現在の事業でございますが、事業は平行してやっております。それから、もし、その中で早急に事業が決定すれば、事業も考えられます。その法定決定は、これは書類として、その時分に提出する訳でございますが、所がその中で、もし事業として認可されるものが出来たら、その区別にだけども、事業として推進する訳です。と云うのは、道路計画にしても、その案件の中には、26本の本幹線がありまして、その中でも必要にして云う意味で、早くのものが出来た場合は、その1本にかぎつても事業は進める。

3 番～法定決定までに際して、新しいその決断区域内で、或は都市計画区域内で、道路を決定する場合に、果して自分から得られなくても、その事業をやれる訳でございますか、そう云う面をして得られなくても、その事業をやれると云うお考えですか、我々としては、法定決定にもつては、法の力で是非を計らうが、しかしながら、法定決定まで行かなくても事業の認可があつてやれば、別の方法でやりたいと云うお考えですか、こうなつた場合は、地主との関連とか、そう云うのが出来てくると思えますが、それはうまく行くと思いませんか、

建設課長～この事業の方法ですか、それまでには、あらゆる施設の關係は、整理してから事業に移りたいと思えます。

5 番～只今の3番議員の質問に対する答弁を聞いておりましたが、まだ々

充分とはいいかねますが、行けると思います。それから職員の増加が2名加わっておりますから、尚事務の面も能率が上がると思います。

3 番～今課長さんから、遅れた理由が延べられておりますが、その件につきまして、その認可は何月頃認可なるかと云う様な見通しですかどうお考えおられますか、

建設課長～現在政府に提出しようとする書類は、10件を準備しておりますそして、それは全部同時に提出する訳でございますが、これは6月位までには提出できると思っております。

3 番～そうなれば、少なくとも7月一つばいには出来ますか、

建設課長～園面の調整及び現地において一部測量がありますから、そのために6ヶ月後になると思います。

3 番～現地の現地測量ですか、
6月以後と云うふうになると、12月以後になりますが、

建設課長～只今の問題でございますが、これは法定決定と云う場合と、それから現在の事業でございますが、事業は平行してやつておりますから、もし、その中で早急に事業が決定すれば、事業も考えております。その法定決定は、これは書類としては、その時分に提出する訳ですが、所がその中で、もし事業として認可されるものが出来ましたら、その区分に於いても、事業として推進する訳です。と云うのは、道路計画にしても、その案件の中には、26本の幹線がありますが、その中でも必要にして重要と云う意味で早急にやるのが出来た場合は、その1本にかぎつても事業は進める。

3 番～法定決定までに際つて、新しいその決定区域内で、或は都市計画区域内で、道路を決定する場合に果して自分の所、或は周囲から得られる訳でございます、そう云う面をして得られなくても、その事業をやると云うお考えであるか、我々としては、法定決定にもつて行つて法の力で是非都市計画に回らせて、一語に平行してやられねばならないと思うが、しかしながら、法定決定まで行かなくても事業の認可があつてやれば、別の方法でやりたいと云う様なお考えであるのか、こうなつた場合は、地主との関連とか、そう云うのが出来てくると思いますが、それはうまく行くと思ひますか、

建設課長～この事業の方法ですか、それまでには、あらゆる施設の関係は、整理してから事業に移りたいと思ひます。

5 番～只今の3番議員の質問に対する答弁を聞いておりましたが、まだ々

くもをつかむ様ですつきりした感は致しませんそこで、施政方針の
ブリ以外ントの3枚目の上から17行目の軸について、市長に質問
致します。都市計画と区画整理については、今年中に事業実施が出
来る様にその基本計画を完成する予定であります。そして明りよう
に書いてありますが、この中で今年申すと云うのは、事業の実施に
もかかるのか、基本計画だけにかかるのか明確にして載きたい。

市長～その場合には、基本計画であります。それから事業においては、今
3番さんの質問とも関連すると思いますが、どうしても法定決定に
持つて行かなければ、進められない様な事業が出てくるし、そうで
なくても進められる様なものが出て来ると思います。例えば、続行
しておる圃水工事にしても、これも、一般土木としてやるんではす
れども、これも、都計の一環として、道路にしてもありますし、尚
又生産地域の農道にしても、これも都計の性格とマツチさせる様に
進めますし、こう云うものは、こう云う法的決定が出来ないままに
でも進めて行きたいと思います。先きのお話しのように、どうしても地
主の了解を得て、それがうまく行かない様なあい路が出て、その進め
られんときには、法定決定をまつ外にはないと思います。只今の3
番さんの質問と両方、向うも計画だけで仕事をやらないのがと云う
ご質問の様に受けたまわりまして、当局としては、そう云う考え
がありますが左様御了承願います。

5番～このいわゆるはつきりここに書れぬおります施政方針では、事業実
施に着手すること、それ事象も、本年申すことと云うことが、印象
を受けませんが、その文の意味はそうじやない訳ですな、つまり本年
度でやりたい予定は、基本計画を完成すると云う、このことだけが
本年申でやる予定ですか、では、解りましたが、この基本計画を完
成すると云うことの内には、マスタープランの認可申請までですか
それとも認可申請に対して、認可が得て、法定決定までも含まれま
すか、

市長～それについては、どんなことを得るかについては、どんなものをや
るかについては、基本計画と云うことで、どんなことをやるかは、
5枚目の下の方に建設課の一般土木と。それから区画、都計。それ
から区画整理に分けて、こんなことをやると云うことを課の方で案
を作つて準備しております。

5番～これは、基本計画を完成すると云うこの軸の解しやくは、マスター
プランの政府に対する認可申請の手續を完ると云うことも含まれま
すか、含まれる訳ですか、そうすると先の3番議員に対する課長の
答弁は、大体6ヶ月と云うふうに答弁していますが、本年申と6ヶ月
とはこれは一致しないと云うふうになります。市長の施政方針
ではマスタープランの認可申請は、本年申に完了すると云うふうな
ことである。しかし、先きの課長の説明では、答弁には、6ヶ月か

かると、6ヶ月と云うのは、7月、8月、9月、10月、11月、12月？

市長～本年申と云うのは、6ヶ月の遅いがあります。

5番～いや、私が聞きたいのは、それは予定と云うふうになつておりますが、どうしてもそれまでにはやれる自信がありますか、

市長～その予定には、確かにあつての予定でありますので、

5番～なぜかと申しますと、前からやる予定である予定が、予定だけいても引きのばされて来て、いつまで引きのばされるか、非常に不安を感じる訳であります。そこでこの予定なるものが、くせものから、今年申で予定を予定通りなしとげる意欲がありますか、

市長～はい。

3番～只今のご答弁の中にもありますが、先き課長さんから2名増員してなさると云うこととありますが、我々は、法定決定を一月も早く行放たせなければならぬや、例えば新設の登記の問題、いろんな又開放地の登記の問題も、法定決定後でなければ出来んと云うふうに大きな仕事がかかえておりますので、何事までも、まつと云うこと自体が非常におかしいんじゃないかと、一月も早く法定決定にもつてなすべきのが早くないかと、道じやないかと思つておりますが、もう少し人員を増してでも早く出来ないもんか、人員を増員して出来ないもんかどうか、

建設課長～只今のご質問は、非常に結構なご質問でございますが、現在の段階では調査設計は先きも申した様に、市でありますので、その調査設計は全面的にかかると、部分的にかかるとございまして、早急に増員すると云うことは、場合によつては可能じゃないかと思つております。

9番～遅延した原因と致しまして、方法が変わつて来たために、ちよつとおくれたと云う様子を講明だつたんですが、方法がどう云うふうになつて変わつて居るのか、今までの方法と、又今更新しい方法がかわつて来たか、

建設課長～政府の方では、これまで提出された都市計画の決定資料は、大體圖面の制約は受けてなかつた訳であります。例えば300分でもいいし、600分でもいいし、10,000分でもいいと云うふうにして圖面の尺度も決められてないし、それから向うの取捨の方法としましても、どう云うふうに取り捨ると云う基本的なものがなかつた訳です。それを受領して審議をし、現地においては、まだよく然と

かると、6ヶ月と云うのは、7月・8月・9月・10月・11月・12月？

市長～本年申と云うのは、6ヶ月の遅いがあります。

5番～いや、私が聞きたいのは、それは予定と云うふうになつておりますが、どうしてもそれまでにはやれる自信がありますか、

市長～その予定には、確かにあつての予定でありますので、

5番～なぜかと申しますと、前からやる予定である予定が、予定だけでいつも引きのばされて来て、いつまで引きのばされるか、非常に不安を感じる訳であります。そこでこの予定なるものが、くせものですか、今年中で予定を予定通りなしとげる意欲がありますか、

市長～はい。

3番～只今の答弁の中にもありますが、先き課長さんから2名増員してなさると云うことでありますが、我々は、法定決定を一月も早く行放がばげなわらなけりや、例えば新城の登記の問題、いろんな又開放地の登記の問題も、法定決定後でなければ出来んと云うふうに大きな仕事がひかえておりますので、何事までも、まつと云うこと自体が非常におかしいんじゃないかと、一月も早く法定決定にもつていづつてなすべきのが早くなすが、道じやないかと思ひますが、もう少し人員を増してでも早く出来ないもんか、人員を増員して出来ないもんかどうか、

建設課長～只今の質問は、非常に精確な質問でございますが、現在の段階では調査設計は先きも申した様に、市でありますので、その調査設計は全面的にかかるものと、部分的にかかるものもございますので、早急に動員すると云うことは、場合によつては可能じゃないかと思ひます。

9番～遅延した理由と致しまして、方法が変わつて来たために、ちよつとおくれたと云う様な説明だつたんですが、方法がどう云うふうに変つてきているのか、今までの方法と、又今度新しい方法がかわつて来たか、

建設課長～政府の方では、これまで提出された都市計画の決定資料は、大体図面の制約は受けてなかつた訳であります。例えば300分でもいいし、600分でもいいし、10,000分でもいいと云うふうにして図面の尺度も決められてないし、それから向うの取り扱いの方法としましても、どう云うふうに取り扱ふと云う基本的なものがなかつた訳です。それを受理して審議をし、現地においては、まだばく然と

しておると云うのが現状でございます。所が今度の場合はその方法をかえて向うの事務の強化と云う面では、尚専門員を伴うと云うよ
うな話しまで出て来た訳です。それ、この専門の委員の方々はそ
の分野において、現地を調査し、調査する訳でございますから、目
算もある程度かかると思いますが、それが現地において明瞭な
あるかどうか、それから、もし決定された場合に、その法律的な効
果がすぐ現地においてはかると、又別の問題があつても、その分
がつかやすい様にと云う訳で、非常に検討する訳であります。それ
だけでも、大分事業にも、向うの事務の強化もあるし、こちら
としても、安易に今まで通りは出来なくなつたと云うことになり
ます。

12番～その都市計画費額がですか、政府に提出されたのは何月何日ですか
それから最つとくわしく書いてこいとさし戻されたその月日です
ね、それをお伺いします。

建設課長～これは、日付はおぼえておりませんが、これはこちらから出てい
つて費額を持つていつたのが2回でございます。それから電話で問
い合せ事務の連絡は3～4回

12番～提出したその期日はわからない訳ですが、

建設課長～これはちよつと、

3番～課長さんは、現地測量をするために、それだけ出すと云つたおりま
すが、去年の予算で1万何千もかて請負させたあの測量と今度の又
更にやると云うこの測量との違いですか、現年度予算で測量費をあ
てた土地料と、今度新しく更に圖面を作りかえなければいかんと云う
面の測量の際、あれによつて出来なかつたもんか、この件につい

建設課長～現地測量の方でございますが、これは去年度やつた測量が4回、
2回と行つております。それは大部分が東海岸の一帯線に沿つた河地
域でございます。

3番～今度の分はそうじゃないですか、

建設課長～今度の分は、灘坂、大船名、真栄原とそう云つた順です。

3番～全地域でないかと認可しないと云うことですか、済んだ所から遂く決
認可と云うことは出来ないもんですか、或は全直野两市全体を済な
いと出来ないもんか、

建設課長～これは施設の都市計画の提出される設置決定の施設のくるう地域
は測量を済んでなければいけないと、

しておると云うのが現状でございます。所が今度の場合はその方法をかえて向うの事務の強化と云う面で、尚専門吏員を作ると云うような話しまで出て来た訳です。それで、この専門の委員の方々はその分野において、現地を調査し、調査する訳でございますから、目録もある程度かかると思います。それから現地において明りようであるかどうか、それから、もし決定された場合に、その法律的な効果がすぐ現地においてはかると、又別の問題があつても、その分別が付きやすい様にと云う訳で、非常に検討する訳であります。それだけの違いで、大分事業にも、向うの事務の強化もあるし、こちらとしても、安意に今まで通りは出来なくなつたと云うことになります。

12番～その都市計画書類がですか、政府に提出されたのは何月何日ですかそれから数つとくわしく書いてこいとさし戻されたその月日ですね、それをお伺いします。

建設課長～これは、目録はおぼえておりませんが、これはこちらから出ていつて書類を持っていつたのが2冊でございます。それから電話で問い合わせ事務の連絡は3～4冊

12番～提出したその期日はわからない訳ですか、

建設課長～これはちよつと、

3番～課長さんは、現地測量をするために、それだけ出すと云つておりますが、去年の予算で1万何千 $\text{\$}$ かで請負させたあの測量と今度の又更にやると云うこの測量との違いですか、現年度予算で測量費をあてた土地料と、今度新しく更に図面を作りかえなげやいかんと云う面の測量の際、あれによつて出来なかつたもんか、この件について

建設課長～現況測量の方でございますが、これは去年度やつた測量が48、2 $\%$ と行つております。それは大部分が東海岸の一号線に沿つた両地域でございます。

3番～今度の分はそうじゃないですか、

建設課長～今度の分は、難波・大船名・真栄原とそう云つた順です。

3番～全地域でないとは認可しないと云うことですか、済んだ所から遂く次認可と云うことは出来ないもんですか、或は全宜野湾市全体を済ないと出来ないもんか、

建設課長～これは施設の都市計画の提出される決定決定の施設のくる地域は測量を済んでなければいけないと、

施設ごとになります。それから専業ごとになります。それからもう一点ありますが、その外に更に水準測量をやる様に予定しております。前年度は水準の測量はやつてない訳ですが、今年から水準測量も一部やる様にしてあります。

3 番～水準測量をやるための予算化と云うのは、こう云うのは予算処置なされてますか。

建設課長～今年度編ております。

19 番～法的うら付によつて建物をぎせいで行くこと、現状では、その建物の体を規制する何等法的根拠もなないと云うことで当分の間、自體も非骨にお困るところを推測しております。いわゆる規制する根拠がないといつた場合に、恒久的な建物がじゃんけん建られるところの建つた地域か、将来の都市計画に当ると云つた場合にどう云うふうにされておるか、又よしんば法定までは、至らなくてもそう云つた建物の状態をいつまでも延ばさず、延ばさないといふことは個人の損失もばく大なものであると、こう推察した場合にき幹道路の通るべき部分に對して、くいを打ちそれに對してくいを打つて行くこと云つた様なる考へ方で、そう云つた土地を利用したい方の便宜をはかるご意慮があるかどうか。

建設課長～土地利用者に対して、制限でございますが、これは今の法定決定と云う問題を早急にやりまして、それを制限したいと思ひます。そしてその間、地主の利用の状況を聞いて、その利用状況によつて指導し、もしくは制限されることを向うに要望したいと思ひます。以上であります。

19 番～現段階において、補正その道路地になるべき所です。ね、いわゆるレールをです。ね、明示して行つてです。ね、そう云つた建物を出来てしまわないと、よしんば将来建物を作ることでもです。ね、その人がいわゆる将来困らない様にする。ね、そう云つた処置です。ね、例えば、これは新築の場合でありますけれども、そこにいわゆるレールが落ちていない故に家を建てたつたとき、今後その道路が下がるんだと云つた場合は、住宅の場合にはそれは構いません。しようけれども、それがいわゆる荷が営業的ですか、建物であつた場合にその道路と補正家のその高さを5尺も6尺も取らないと云う様にならぬ。果におこりがちであります。そう云つた点を、考へてあげると云う構心からでも、そう云つた道路が通る所においてはずね、そう云つた様なくいを打つて上げると、云うだけの構心があつて、どう云う意味でございます。

建設課長～この建築物の公示に對する高さでございますが、これはあの現在

施設ごとになります。それから事業ごとになります。それからもう一点ありますが、その外に更に水準測量をやる様に予定しております。前年度は水準の測量はやってない訳であります。今年から水準測量も一部やる様にしてあります。

3 番～水準測量をやるための予算化と云うのは、こう云うのは予算処置なされていきますか、

建設課長～今年度出ております。

19 番～法的うら付によつて建物をぎせいで行くこと、現状では、その建物自体を規制する何等法的根きよもないと云うことで当届自体も非常にお困であるところ推測しております。いわゆる規制する根きよがないといった場合に、恒久的な建物がじゃん々建てられるところの建てられる地域か、将来の都計道路に当ると云つた場合にどう云うふうにされておるか、又よしんば法定決定までは、至らなくてもそう云つた建物事態をいつまでも延々させて、建させないということは個人の損費もばく大なものであると、こう推察した場合にき幹道路の通るべき部分に対して、くいを打ちそれに対してくいを打つて行くこと云つた様な考え方でそう云つた土地を利用したい方々便宜をはかるご意志があるかどうか、

建設課長～土地利用者に対して、制限でございますが、これは今の法定決定と云う問題を早急にやりまして、それを制限したいと思ひます。そしてその間、地主の利用の状況を聞いて、その利用状況によつて指導し、もしくは制限されることを向うに要望したいと思ひます。以上であります。

19 番～現段階において、結局その道路地になるべき所ですね、いわゆるレベルをですね、明示して行つてですね。そう云つた建物を出来てしまわないと、よしんば将来建物を作るにしてもですね、その人がいわゆる将来困らない様にですね、そう云つた処置ですね、例えば、これは新城の場合でありますけれども、そこにいわゆるレベルが落ちていない故に家を作つてしまつたと、今後その道路が下がるんだと云つた場合ですね、住宅の場合はそれは構いませんでしようけれども、それがいわゆる種か営業的なですか、建物であつた場合にその道路と結局家とのその高さ差も尺も尺も取らないと云う様な結果におこりがちであります。そう云つた点をです。考へてあげると云う観点からでも、そう云つた道路が通る所においてはですね、そう云つた様なくいを打つて上げると、云うだけの観心があつて欲しいと云う意味でございます。

建設課長～この建築物の公示に対する高さでございますが、これはあの現在

の取つて来た方法は、その建築申請の場合にその高さを教えるのと、それからもう一つは、あの実際に現地がよく高さがわかつていないと云う場合は、役所の方から、直接職員が現場立合の形で出ております。所がこれはあくまでも応急措置でございますので、これからは計画を立てて、はつきりした線をうち出したいと考えております。

10番～去つた2月の定例会において、6月には法定決定にもつていつて、そして11月からは実施に移すと云うお答をなされておりましたが、その関係はいわゆる規程に違つて伝々と云う説明をもちまして、よくわかりましたが、その違つた点については、いわゆる提出して初めてわかつたのであるか、それから後の内容規程において、政府の申に改正されたのであるのか、いわゆる単なる政府としては、運用面において、その圖面かれこれの書類が提出方が違つておるのか、その点ご説明を願いたいと思います。

建設課長～今の提出書類についての政府の審議のあり方でございますが、これは我々がその書類を持ち、それで向の指示をおおぐために行つた訳でございますが、その時まで私達はわからなかつたと、所が政府としては、それをまだ打ち出してなかつた訳でございます。それを持つて行つて始めて、実はこう云うふうな方法で行きたいと云う様な向うのいへば、考えたことを話して下れたと云うふうになりますと云いますのは、向う自体がまだ指示をした訳でもない、向うこれからこう云うふうなあり方で行こうと云うふうな方法を今度の場合適用しようとするふうな考えでございまして、

10番～只今のご説明では、向うから指示がなかつたと伝達は取れなかつたと云うふうには受け取られるんですが、それでいい訳ですか、

建設課長～我々がその書類を持つて行つた時には、向からの指示をおおぐと云うのと、それからその指示によつて、当局に出すと云うのが、ねらいであります。

10番～だから今のは、向うの指示をおおぐと、その点はよくわかつておりますが、これを作成するまでに、何んの連絡も取つて見なかつたと云う訳ですか、いわゆる提出して始めてわかつたと云うんでしよう。それまでには、つくまでには何んの連絡もなく、いわゆるこう云う書類を作つて遅いになつたと云う結果になつたと云うあれでしょう。

建設課長～あらかじめ行くべき再三行くべきでございますが、そこまではやつてなかつたんです。

3番～法定決定が何目になるのか、予想はつかないと、又何時になるか分

らないと云うことも考えられるが、それにつきては、委員はそれを
一目も早く望んでおられます。現在大に名におきまして、委員はそれを
第一に区画整理と云う面で行かなくても、市でそれを行うことが可
法を定めお考えは、つておられんかと、そう云うことが可能
うか、その点を願います。

建設課長～任意組合の去えば発足であります、そう云うことは、後所の方
としては考えておりません。

3 番～実際、可能であるかどうか、

建設課長～組合自体で運営させる場合に非常に障点が多いと云う関係で、無
理な事業にはなりませんかと、思います。

1 番～郡計の推進につきましては、一般委員の理解と協力が最も必要とな
ることと云う意味で、市もその理解と協力を求めるべく、市の方で法定
の段階に一年あつた訳でございますが、これを市当局のほうで法定
決定後、民間企業としてやることと云うことで、これを任意組合とい
待たして法定決定後市の郡計事業として推進して行くことと云う
と、その任意組合の区画整理事業が法定決定まで急ぎまして、未
練な状態にある訳でございますが、今度の選定は、その選定した
に延びると云うことと云うことと云うことと云うことと云うことと
地域に選定せしめて協力を求めると云う意味から、地域には
おけるこの地域に、そう云つた懇談会、或は懇談会を持つ
ないかそれについてお伺いします。

建設課長～現在の区画整理事業でございますが、これは事業認可を受ける前
にこちらとしては、その区画整理の事業内容及び、その方法を議
をもつて懇談会をもちたいと思っております。

1 番～本市の市界格にともないまして、郡計の問題は、最大の感心であり
又最も重要な問題でございます。従いまして郡計の推進は本市
の経済発展と本市の今後とも強き関係をもつて、課長と致しまし
てございまして、この郡計を担当しておられる課長と致しまし
て今後本問題の重要とそ意を再認識下されたいと、一目も早く
郡計がスムーズに持つていられるよう御協力をなされるよう要望
申し上げます。

議 長～暫休憩致します。(午後零時10分)

らないと云うことも考えられるがそれにつきまして、住民はそれを一日も早く望んでおります。現在大瀬名において、公有水面にわずかに家を建ててスラブを立てておるんだが部落としても、この面に区画整理と云う面に非常に協力的でもございますが、市として、法定決定にもつて行かなくても任意組合を作つてある程度、区画整理を進めていると法定決定もやると、市でそれに沿つて組織すると云う様なお考えはもつておられんかと、そう云うことが可能であるかどうか、その点を説明願います。

建設課長～任意組合のうえば発足であります、そう云うことは、役所の方としては考えておりません。

3 番～実際、可能であるかどうか、

建設課長～組合自体で運営させる場合に非常に難点が多いと云う関係で、無理な事業にはなりませんかと思ひます。

1 番～都計の推進につきましては、一般住民の理解と協力が最も必要なこととございまして、市民もその政策の一環としてこれを上げておる訳でございまして、この住民の理解と協力を求めることと云う意味から大瀬名地域におきましては、任意組合で都計を推進して行くことと云う段階に一年あつた訳でございまして、これを市当局の方で法定決定後、民間企業としてやると云うことで、この任意組合の決定を待たして法定決定後市の都計事業として推進して行くことと云う様な現状にある訳でございまして、今度の遅延につきまして、来年に延びると云うこととございまして、その遅延した理由を十分に地域住民に理解せしめて協力を求めると云う意味から大瀬名地域におけるこの地域住民にそう云つた懇談会或は説明会を持つお考えはないかそれについてお伺いします。

建設課長～現在の区画整理事業でございまして、これは事業認可を受ける前にこちらとしては、その区画整理の事業内容及び、その方法を機会をもつて説明会をもちたいと思つております。

1 番～本市の市界格にともないまして、都計の問題は、最大の感心であり又最も重要な問題でございまして、従いまして都計の推進期間は本市の経済発展と本市の今後最も密接な関連をもつて寄せている訳でございまして、この都計を担当しておられる建設課長と致しまして今後本問題の重要性とその意義を再認識下さいまして一日も早く都計がスムーズに持つていかれるよう御協力なされるよう要望申し上げます。

議長～暫休願致します。(午後零時10分)

議長～再開致します。(午後零時20分)

- 1 番～3番の質問ですが、先程本市における貸借のとう敬をお伺い致しました所、当用のとう敬発表が前に発表されたとう敬とくい違いがありますので、その質問について、
当市におきましては、56年以降徴収率が低下致しまして、滞納額が増えている様でございますが、どう云う理由でその滞納額が増えているか、又当用と致しまして、その対策についてどう云う御構想をもっておられるか、それについて?

財政課長～お答え致します。これについては何れも申し上げておりますとお尋ね職員の手がまわらないと云うのも、大きな原因であります。資料として残してありますが、過去5ヶ年分における所の決算による年度別の滞納現年度合せて57年度が65.47%, 58年度が61.92%, 59年度は60.57%, 60年度が61.38%, 61年度が59.96%, 62年度が64.66%その意味からいいますと大分その額において、相当額に達してありますが、その徴収率も57年度はもともと輪上でありまして、65.47%とありまして、58年から急に61年度は59.96%になつて、今度64.66%に62年度はなつておりますので、こりう云う例からして率では良くなつておるじやないかと思つてあります。それで、こう云つた何からしましても論議は完結と云うところまで行つておりますが、私が申し上げておりますのが、一般に個人の方をさだめていないと云う様なこととあります。今後の考えと致しまして、予算にも盛り込んであります徴収の制度のあり方が変わりますので、徴収の今までの徴収の悪かつた成績も尚心配されるものでありますので、先に申し上げました様に滞納額も組合と云うものを各部落単位に組織してもらいたいとそう云うふうな考えで、そうするには、各部落に行つて懇談会をもち今後の徴収の方法について、色々話し合つて行きたいという考えであります。

- 1 番～私が徴収率の低下を申し上げますのは、他市町村と比較して、低下すると云う意味でございます。その理由として、当用の説明は、職員の手不足だと云うふうになつておりますが、それは単に職員の手不足だけにあるのか、或は徴収の制度上の問題について欠かんがあるのかどうか、その辺についてお答えして下さい。単なる職員の手不足だけで徴収が低下しておるのでございますか。

財政課長～それと関連すると思ひますが、いえ其の市の形勢において色々違つてあります。徴収の成績からいいますと、農家部落いわゆる農産からの部落と、云う様な部落は非常に成績がいいのであります。都市の形勢を帯びるに従つて、尚徴収の成績が低下して行く現象はそこに都市の発展と云うことが考えられる訳であります。

議長～再開致します。(午後零時20分)

- 1 番～3番の質問ですが、先程本市における貸住宅のとう数をお伺い致しました所、当局のとう数発表が前に発表されたとう数とくい違いがありますので、その語問について、
本市におきましては、56年以降徴税事務が低下致しまして、滞納税が毎年増えている様でございますが、どう云う理由でその滞納税が増えておるか、又当局と致しまして、その対策についてどう云う御構想をもつておられるか、それについて?

財政課長～お答えします。これについては何事も申し上げておりますとおる職員の手がまわらないと云うのも、大きな原因であります。資料として残してありますが、過去57年分における所の決算による年度の調定であります。57年から徴税員の成績を申し上げますと滞納現年度合わせて57年度が65.47%、58年度が61.92%、59年度は60.57%、60年度が61.38%、61年度が59.96%、62年度が64.66%その意味からいいますと大分その額においては、相当額に足りつつありますが、その徴税事務からしますと57年度はもち輪上であります。65.47%であります。58年から始まつて急に61年度は59.96%になつて、今度は64.66%に62年度はなつておりますので、こう云う額からして率では良くなつておるじやないかと思つてあります。それで、こう云つた何からしましてもち論法人間関係は完納と云うところまで行つておりますが、私が申し上げておりますのが、一般、個人の分さまだなされていなく云う様なことあります。今後の考えと致しまして、予算にも盛り込んでありますが徴税の制度のあり方が変つてきますので、徴税の今まで徴税の悪かつた成績も尚心配されるものでありますので、先に申し上げました様に納税の組合と云うものを各部落単位に組織してもらいたいとそう云うふうな考えで、そうするには、各部落に行つて懇談会をもち今後の徴税の方法について、色々話し合つて行きたいという考えであります。

- 1 番～私が徴税率の低下を申し上げますのは、他市町村に比較して、低下すると云う意味でございます。その理由として、当局のご説明は、職員の手不足だと云うふうになつておりますが、それは単に職員の手不足だけにあるのか、或は徴税の制度上の問題について欠かんがあるのかどうか、その辺についてお答えして下さい。単なる職員の手不足だけで徴税が低下しておるのでございますか、

財政課長～それと関連すると思つてますが、いえはその市の形態において色々違つてあります。徴税の成績からいいますと、農家部落いわゆる従前からの部落と、云う様な部落は非常に成績がいいのであります。都市的形態を帯びるに従つて、尚徴税の成績が低下して行く現象はそこに都市の発展と云うことが考えられる訳であります。

そこにおいて普天間区が今度の改革も行政区があんまり、一校区にもいつ道する位の行政区があつたと、云う様なこともあるし、又そこを3つか4つに区切つて区をかくす、或は2つにかくすると云う様な方法が生れてくる訳であります。それで大きな原因はそこにあつたと、いえば都市でありますのでその区長が誰であるかわからん、又仕事の関係で令書が送達が区長として充分いかなかつたと云う様な点も、相当ある訳であります。そう云つた関係が大きな原因じゃないかと思つております。

10番～現在まで徴税関係をお聞きするたびに人員の不足云々と云われておりますが、現増員によつてほんとうの徴税、充分なる徴税成績を得る人員採用と思われませんか、

財政課長～これは満足すべき数ではないと私考えております。といひますのは他市町村の人口、或は予算を比較して見て財政の職員が余りにも少なかつたと云うことで、他の隣村の北谷当り、納税の成績の非常にいい所、申請全体を圓つて資料を取つてありますが、特に北谷と比較した場合に人口約に3、5倍と云うことになつております。それで向うからおしまして28名はなげればなんと云う様なことにもなります。又この57年から62年までの予算の額からしまふとしても、おして考えて見ますと32名は必要じゃないかというふうな考える訳であります。その充分だと云うことは、後3名で充分だと云うことは、云えない訳であります。今後の徴税の方法としまして、今先申し上げました様な方法を取つて行きたいと云う考えてあります。

10番～今先の答弁から致しますと、満足した成績を満して充分なる成績を得る人員ではないと云う答弁でございましたが、只今年年度では、その徴税成績を上げるべき増員をしたと思われませんか。それから、この人員増加においては、無計画のまま増員してか受付けられないのでございます。では今後の徴税成績について質問をした場合には、いわゆる今後の人員不足云々で答弁をされるつもりでありますか、そしてこの人員増員においてどの位の多量で徴税が可能と思われませんか、

財政課長～この方は数字的にどれだけ上がると云うことは、今の所云えない訳であります。それで始めてのことでもありますので、特に予算にも盛つてありますが、何%以上上げた場合にどれだけ補助金、奨励金、賞金にしますか、まず私の今の考えと致しまして90%以上上げる部、部落に対し納税組合に対し、いくらと、25%位程度だつたと私は今思つておりますが、その程度何にすれば、部落の奨励として、非常に喜んで何しているんじゃないか。こう云うことは、どこからもつて来たかと申しますと、北谷当もそう云う様な方法で部落の奨励に当てると云う様な事にもなる。と云うことで非常に成績が上がるん

そこにおいて、普通開区が今度の改革も行政区があんまり、一級区にもいつ道する位の行政区があつたと、云う様なこともあるし、又そこを3つか4つに区切つて区をかくする。或は2つにかくすると云う様な方法が生れてくる訳であります。それで大きな原因はそこにあつたと、いえば都市でありますので、その区長が誰であるかもわからん。又仕事の関係で令書の送達が区長として充分いかなかつたと云う様な点も、相当ある訳であります。そう云つた関係が大きな原因じやないかと思つております。

10番～現在までに徴税関係をお聞きするたびに人員の不足伝々と云われておりますが、現増員によつてほんとうの徴税、充分なる徴税成績を得る人員採用と思われませんか、

財政課長～これは満足すべき数ではないと私考えております。といひますのは他市町村の人口、或は予算を比較して見て財政の職員が余りにも少なかつたと云うことと、他の隣村の北谷当り、納税の成績の非常非常にいい所、中部全体を回つて資料を取つてありますが、特に北谷と比較した場合に人口的に3、5倍と云うことになつております。それで向うからおしまして28名はいなければならぬと云う様なことにもなります。又この57年から62年までの予算の額からしましやとして、おして考えて見ますと32名は必要じやないかというふうな考える訳であります。その充分だと云うことは、後3名で充分だと云うことは、云えない訳であります。今後の徴税の方法としまして、今先申し上げました様な方法を取つて行きたいと云う考えてあります。

10番～今先の答弁から致しますと、満足した成績を満して充分なる成績を得る人員ではないと云う答弁でございましたが、只今次年度では、その徴税成績を上げるべき増員をしたと思われぬのでございませう。しからば、この人員増加においては、無計画のままに増員してしまつて取られないのでございませう。では今後の徴税成績についで質問をした場合には、いわゆる今後の人員不足云々で答弁をされるつもりでありますか、そしてこの人員増員においてどの位の多まで徴税が可能と思われませんか、

財政課長～この方は数字的にどれだけ上がると云うことは、今の所云えない訳であります。それで始めてのことでもありますので、特に予算にも盛つてありますが、何%以上上げた場合にどれだけの奨励金、褒賞金にしますか、まず私の今の考えと致しませう。90%以上上げる部
落に対し納税組合に対し、いくらと、25%位程度だつたと云うのは今思つておりますが、その程度何にすれば、部落の経費としても、非常
常に喜んで何しているんじゃないかこう云うことは、どこからも
つて来たかと申しますと、北谷当りもそう云う様な方法で部落の経費
に当てると云う様な額にもなることと云うことで非常に成績が上がる

じやないかと、北谷はそう云つた^{組合}方法でやつておりますので、相当成績が上がるもんだと思つております。

1 番～徴税の調査のあり方として、現在区長がほとんどこの徴税を担当しておる実状でございますが、先程の課長の答弁の中に納税組合を編成して行くとお考えでございますが、大変精確なことであると思つております。しかし、現在やつておるこの徴税組合の単位そのものは、あくまでも末端行政区そのものを単位としており、即ち、これを日本の市町村が取り扱つておる納税組合、即ち、あくまでもこの一地域の任意組合にしては、その組合を沢山作らして行くとお云ふようにして、徴税をして行くとお云ふ方法をとらざると思つておられますか。

財政課長～こう云うことは、まだ全然考えておりません。と云いますのは、部落の自治会としまして、その部落を単位にした自治会を編成させようとお云ふような方法の難い点があります。当然納税組合もそう云うふうにした方がいいんじゃないかと云うふうな考えであります。

1 1 番～私の質問の5番にも関連致しますのでお伺いしてみたいと思つております。只今の課長さんの御答弁によりますと、職員の不十分とよく云われておりますけれども、私が考えているには、これより以上に集つと大きな原因があるんじゃないかとどう考えます。と申しますのは、長期滞納者に対しては、法的に滞納処分しないから年々毎々滞納者が多くなるんじゃないかとどう云うふうにご考慮の訳であります。これにつきまして、長期滞納者に対して、今まで法的に滞納処分したことがあるかどうか、お伺い致します。

財政課長～二ヶ年程前、差し押え強制執行までは行かなかつたんですが、銀行の担保として地物を入れてあつたと。しかし滞納をしておりながら、そう云う様な担保に入ると云うことは、いけない額において相当な額に達しておりましたので、そこを登記所を押えて、担保にさせないといつた様な方法を取つた訳であります。そこで完納をした様な一例がある訳であります。今の所強制執行まではやつたことではない訳です。事前にやつております。

1 1 番～そうしますと、精算はよくなつておる訳でありますか、それから滞納処分、当然やるべきだが、現在そのまま放つておるのが、何けんぐらいありますか、数字を上げてもらいたいと思つております。

財政課長～それは63年度の調べであります。62年から繰り越したけん数といたしまして、12,616けんと云うことになっております。

1 1 番～12,616けんという相当大きなけん数に達しておりますけれども、その

じやないかと、北谷はそう云つた^{側を}方法でやつておりますので、相当成績が上がるもんだと思つております。

1 番～徴税の制度のあり方として、現在区長がほとんどの徴税を担当しておる実状でございますが、先程の課長の答弁の中に納税組合を組織して行くと云うお考えでございます。大変結構なことであると思つております。しかし、現在やつておるこの徴税組合の単位そのものは、悪くまでも末端行政区そのものを単位にしておりますので、これを胃本の市町村が取り扱つております納税組合、即ち悪くまでもこの一地域の任意組合にしてですね、その組合を沢山作らして行くと云うふうにして、徴税をして行くと云う方法を考えたことはございませんか、

財政課長～こう云うことは、まだ全然考えておりません。と云いますのは、部落の自治会としましても、その部落を単位にした自治会を組織させようとするふうな方法の様であります。当然納税組合もそう云うふうにした方がいいんじゃないかと云うふうな考えであります。

1 1 番～私の質問の 5 番にも関連致しますのでお伺いしてみたいと思つております。只今の課長さんの御答弁によりますと、職員不足とよく云われておりますけれども、私が考えているには、これより以上に最つと大きな原因があるんじゃないかと云う考えです。と申しますのは、長期滞納者に対しましては、法的に滞納処分しないから年々毎々滞納者が多くなるんじゃないかと云うふうにご考慮の訳であります。これにつきまして、長期滞納者に対して、今まで法的に滞納処分したことがあるかどうか、お伺い致します。

財政課長～二ヶ年程前、差し押え強制執行までは行かなかつたんですが、銀行の担保として建物を入れてあつたと。しかし滞納をしておりながら、そう云う様な担保に入れると云うことは、いけない類において相応な額に登つておりましたので、そこを登記所を押えて、担保にさせないといつた様な方法を取つた訳であります。そこで完納をした様な一例がある訳であります。今の所強制執行まではやつたことはない訳です。事前にやつております。

1 1 番～そうしますと、結局はよくなつておる訳でありますか、それから滞納処分、当然やるべきだが、現在そのまま放つておるのが、何けんぐらいありますか、数字を上げてもらいたいと思ひます。

財政課長～それは 63 年度の調べであります。62 年から繰り越したけん数といたしまして、12,616 けんと云うことになつております。

1 1 番～12,616 けんという相当大きなけん数に達しておりますけれども、その

の処置に対して今後どう云うふうに考慮するか御願明願います。

財政課長～先程から申し上げております様に徴税吏員を毎日出張徴収に当らしめ、納めないと言う理由を十分にキヤッチし、悪質なものをから、そうそう云つた執行に移して行きたいと云う考えであります。

議 長～暫休憩致します。(午後零時37分)

議 長～再開致します。(午後零時38分)

11番～結局徴税吏員を増やせば、可能だとおつしやるんですか、これは確約出来ますか、今後の問題として、

財政課長～これまでは、全部が全部そう云つた強制執行までは行かんと思つて居ります。

11番～徴税吏員を増やした場合には、完納させる計画はあるかどうかと云うことです。

財政課長～完納させたいと思つております。

11番～確約出来ますか、

財政課長～はい。

11番～はい、わかりました。

5番～今の12,616 けんの滞納者に対して、次年度中において、滞納処分ですか、滞納処分が出来るまでの手続をやるためには何名の人員が必要だと感じますか、64会計年度中に、12,616 けんの滞納者がまだそのまま滞納したものと、仮定して、そこで一年中に一年以内にこのけん数全部に対して、滞納処分の手続を取るために必要な人員は何名ぐらいとお考えですか、

財政課長～個人問にどうと云うことは、まだしておりません。

5番～大体でいいですよ、おおざっぱで、10名ぐらい出来るのか、5名ぐらい出来るのか、50名ぐらいであるのか、大体のこれはあくまで事務上の問題ですよ、事務処^りだけの問題、滞納、強制執行そのことをやる意味じゃないですよ、滞納処分が出来るまでの手続ですね、事務手続それをやるには、この全けん数に対して、それは、いわゆる営業手続ですか、やるには、大体どのぐらいの人員が必要だと感じますか、大体で結構です、数字的なうら付がなくとも、単なる想像でもいいんです。だまつていちやいかんですから、想像で

の処置に対して今後どう云うふうに考慮するか御説明願います。

財政課長～先程から申し上げております様に徴税吏員を毎日出張徴収に当らしめ、納めないと云う理由を十分にキアツし、悪質なものから、そう云つた執行に移して行きたいと云う考えであります。

議長～暫休致します。(午後零時37分)

議長～再開致します。(午後零時38分)

11番～結局徴税吏員を増やせば、可能だとおつしやるんですか、これは確約出来ますか、今後の問題として、

財政課長～これまでは、全部が全部そう云つた強制執行までは行かんと思つてんです。

11番～徴税吏員を増やした場合には、完納させる計画はあるかどうかと云うことです。

財政課長～完納させたいと思つております。

11番～確約出来ますか、

財政課長～はい。

11番～はい、わかりました。

5番～今の12,616けんの滞納者に対して、次年度中において、滞納処分ですか、滞納処分が出来るまでの手続をやるためには何名の人員が必要だと思ひますか、64会計年度中に、12,616けんの滞納者がまだそのまま滞納したものと、仮定して、そこで一年中に一年以内にこのけん数全部に対して、滞納処分の手続を取るために必要な人員は何名ぐらいとお考へですか、

財政課長～個人同にどうと云うことは、まだしておりません。

5番～大体でいいですよ、おおざつぱで、10名ぐらいで出来るのか、5名ぐらいで出来るのか、50名ぐらいであるのか、大体のこれは悪くまで事務上の問題ですよ、事務処だけの問題、滞納、強制執行そのことをやる意味じゃないですよ、滞納処分が出来るまでの手続です、事務手続それをやるには、この全けん数に対して、それは、いわゆる営業手続ですか、やるには、大体どのぐらいの人員が必要だと思ひますか、大体で結構です、数字的なら付がなくても、単なる相象でもいいんです。だまつていぢやいかんですから、相象で

も云つて下さい。そう云うふうな計算は出来るはずですがね、一人に対する滞納処分のための手続の書類手続はですね、何分ぐらいかかるか、そうしたら一日に何けんぐらい出来る。これはもうすぐ5年生の算術ですぐ出来ます。

議長～暫休憩致します。(午後零時41分)

議長～再開致します。(午後零時42分)

5番～やりたいとは、こう思つただけは仕事は出来ないと私はこう云うふうに考える訳です。

財政課長～けん徴はですね、今整理しつつありますが、同じ人が何けんも持つておる様なのがある訳です。市費費何年度の分で、固定資産税、事業費とか、そう云つたものが何ヶ年もつもつておる様なものがある訳であります。

5番～徴税成績は、この程度まで行けば、よかるうと云つたものは大体どのぐらいの%があればですか、あの程度の%まで徴税成績を上げて行けば、支障はないと云つた様な、この徴税成績のパーセントですか、どのぐらいのパーセントまで向上させればよいと思ひますか、先きの60%とか70%とか云つた様な聞くだけでもはずかしい様なパーセントでは行かないでしょう。そこで何パーセントまで向上したら、まあと云う所に大体おちつくか、或は何パーセントを目録にして徴税行致に努力されますか、

財政課長～いわば、予算の場合であつても90%以上と云うふうになつておりますので、

5番～一線90%でおさえて質問致します。90%まで徴税成績を向上するためには、先きの又吉議員の質問に対して、3名の人費では少なすぎると云うふうな答弁でありましたが、12,000けん余りの滞納に手続にどのぐらいの人費が必要かも、まだわからないと云う当局において、人費がどのぐらい必要だと、当然出てこないはずであります。又吉議員の質問にもありました様にこれは、只いかけんに出した数字でありますか。増員の要望は、今よりは増えた分は只いと云うだけの話ですか、どうしても増員計画を打ち立てるためには今選れておる行政事務を取りかえずには、どの程度の人費が必要であると云う数字に科学館に検討して、始めて道確な人費がつかめるはずであります。しかし今の議案によりますと、そう云つた検討は全然なされてない様になつております。更におたずね致しますが、これは一財政課長の問題じゃなくて、上司の助役、市長とも関連致しますが、徴税成績が以前から非常に悪いとは知つておりながら、その面のいわゆる指揮監督の責任に当つて、助役、市長

も云つて下さい。そう云うような計算は出来るはずですがね、一人に対する滞納処分のための手続の書類手続はですね、何分ぐらいかかるか、そうしたら一日に何けんぐらい出来る。これはもうすぐ5年生の算術ですぐ出来ます。

議長～暫休憩致します。(午後零時41分)

議長～再開致します。(午後零時42分)

5 番～やりたいとは、こう思つただけ~~も~~は仕事は出来ないと私はこう云うふうに考える訳です。

財政課長～けん数はですね、今整理しつつありますが、同じ人が何けんも持つておる様なのがある訳です。市民税何年度の分で、固定資産税、事業税とか、そう云つたものが何ヶ年もつもつておる様なものがある訳であります。

5 番～徴税成績は、この程度まで行けば、よかろうと云つた%は大体どのぐらいの%があれですか、あの程度の%まで徴税成績を上げて行けば、支障はないと云つた様な、この徴税成績のパーセントですか、どのぐらいのパーセントまで向上させればよいと思いませんか、先きの60%とか70%とか云つた様な聞くだけでもはすかしい様なパーセントでは行かないでしょう。そこで何パーセントまで向上したら、まあ々と云う所に大体おちつくか、或は何%セントを目標にして徴税行政に努力されますか。

財政課長～いわば、予算の場合であつても90%以上と云うふうになつておりますので、

5 番～一様90%でおさえて質問致します。90%まで徴税成績を向上するためには、先きの又吉議員の質問に対して、3名の人数では少なすぎると云うような答弁でありましたが、12,000 けん余りの滞納に手続にどのぐらいの人数が必要かも、まだわからないと云う当局において、人数がどのぐらい必要だとか、当然出てこないはずであります。又吉議員の質問にもありました様にこれは、只いいかげんに出した数字でありますか。増員の要望は、今よりは増えた分は只いいと云うだけの話ですか、どうしても増員計画を打ち立てるためには今遅れておる行政事務を取りかえすには、どの程度の人教が必要であると云う数字的に科学的に検討して、始めて道確な人数がつかめるはずであります。しかし今の説明によりますと、そう云つた検討は全然なされてない様になつております。更におたすね致しますが、これは一財政課長の問題じやなくて、上司の助役。市長とも関連しますが、徴税成績が以前から非常に悪いとは知つておりながら、その面のいわゆる指揮監督の責任に当つて、助役。市長

は、どう云うふうな態度で、部課職員に望んでこられましたか、市長と助役、別々に答弁をお願い致します。

市長～最つと、成績を向上する様に官励しております。

5 番～助役も何らかの答弁をお願いします。事務処理は非常にいかな点がある事はすでに証明されております。そこで助役としては、当然指導、監督の責任にあるはずですが、その立場からどう云うふうな財政の立場でなおしに、徴税の業務の立て直しに努力されたか、一つ御説明をお願いします。財政課長にそのまま又まかせきりにやつておるのか、これは、そう云うふうになつていたんじゃないか、もし手落ちがあれば助成させる様な指導監督は充分になされたかどうか。

助役～役所の事務については、法規に基づいてやるべきであるのは、あらゆる事務面においてそうありますが、特に徴税面については、法規の諸法規に基づいての仕事をやつてもらいたいと云うことは云つております。

5 番～御説明の通り当然法規、並びに条例規則に基づいて、職員は各自その分野において、処理すべき事務を負っています。事務を負っていますが、上司は部課のその条例規則に照して、どうもくい違つた仕事のやり方をしているとか、或は妥当じゃないのか、そう云うことを発見した場合、気がついた場合、すでに又議会の説明において、指導摘されて、条例規則に違反、或は際らして妥当じゃないと云つた様な事務処理の仕方が、すでに証明済みであります。そこで上司においても、すでに熟知しております。そう云うふうにわかつておるのかかわらず、それに対してどう云うふうな指導監督をされたかが私の質問であります。それ以外前に提案された案件をめぐつてその質疑答弁において、すでに非常にやるべき仕事がないと云うのか、それだけじゃなくて、条例規則に違反する行為もあると云うことは、すでに、はつきりわかっている事ではありますが、それに対して、それでも尚条例規則にそうなつていながら、課長は、或は職員は、それに従つてやるべきであると云つた様な、その人まかせてやつておられるんですか、当然、指導監督も責任である助役。市長は、直接自からタシ手して、指導監督に当つて積極性を最つと示してもらいたいんですが、私の受けた印象では、どうもそう云う面になされていない様な印象を受けます。なされたと申しますか今まで十分に指導監督の面に何事なかつたと云うふうに、市長、助役は答弁出来ますか、出来ないは思ふんですが、出来ますか。

市長～出来る範囲になされたと答弁出来ます。

5 番～出来る範囲になされたと云うことは、市長は出来る指導監督の範囲

内は、現状の通りであると云う意味であります。現状の通りは完全にやない状態であります。つまり、市長は、監督指導の面において

市長～完全でない所は、完全にする様にして、努力して行きます。

5番～先き罷の出来る範囲内においてなしたつもりであると御説明でありませんが、それでも尚、いわゆる妥当じやない点があると云うことは市長の指導監督は、まだ充分でないと云うのを物語っているふうになつた訳ですが、充分に都庁職員をして、指導監督の面に充分な配慮をくばられる筈がありますか、

市長～はい。

5番～おおいにやつてもらいます。

市長～はい。

15番～只今、課長や市長、助役の答弁からしますと云うと、これは絶対に出来不出来ないと云うことが、はつきりしております。何故か、かん心にものをぬけておる訳です。つまり徴税だけやるのですか、適正にほんんとこの課税は適正に妥当であるのか、その辺を一体、検討なされておりますか、単に徴税だけひし々やろうとしても、これが妥当でなければ、先もありました様に、税登も狐わんと、充分にこの、どうしてこう云うふうに課税されておるんだと云うことを指導なされておりますか、今までの分がまだ課税が当然妥当と云うふうに考えておる訳ですか、当罰は妥当だと思う訳ですか、

財政課長～適正だと思っております。

15番～適正だと思つておる訳ですか、そうであるならば、こんな^{納税}と云うのはないはずであります。適正だと云うことであれば、景つと、いわゆる事務委託者とも、相談なされまして、はつきりその都庁の税課の声を聞いて景つと相談し合つて納税の行く様な説明もやり又意見も徴税の税率を取れば、景つとその徴税の能率は上がるかと、私は考えておりますので、是非ともこれは市長自ら行く必要はないかも知れませんけれども、この職員をやつて、この世論の調査もやる必要があると考えておりますので、出来る範囲内では是非やつて欲しい、御要望を申し上げます。

3番～先き課長さんの答弁の中に納税組合を作ると云うことでございましたが、市長はこれを了承しているか、どうかです。その点お伺いします。

内は、現状の通りであると云う意味であります。現状の通りは完全にやない状態であります。つまり、市長は、監督指導の面において

市長～完全でない所は、完全にする様にして、努力して行きます。

5 番～先き程の出来る範囲内においてなしたつもりであると御説明でありますが、それでも尚、いわゆる妥当じやない点があると云うことは市長の指導監督は、まだ充分でないと云うのを物語っているふうになつた訳ですが、充分に部課職員をして、指導監督の面に充分な配慮をくばられる意志がありますか、

市長～はい。

5 番～おおいにやつてもらいます。

市長～はい。

15 番～只今、課長や市長、助役の答弁からしますと云うと、これは絶対に出来不出来ないと云うことが、はつきりしております。何故か、かん心なものをぬけておる訳です。つまり徴税だけやるのですか、適正にほんとのこの課税は適正に妥当であるのか、その辺を一体、検討なされておりますか、単に徴税だけびしめやろうとしても、これが妥当でなければ、先もありました様に、税金も払わんと、充分にこの、どうしてこう云うふうに課税されておるんだと云うふことを指導なされておりますか、
今までの分がまだ課税が当然妥当と云うふうに考えておる訳ですか、
当局は妥当だと思ふ訳ですか、

財政課長～適正だと思つております。

15 番～適正だと思つておる訳ですか、そうであるならば、こんな滞^れと云うのはないはずであります。適正だと云うことであれば、最つと、いわゆる事務委託者とも、相談なされまして、はつきりその部落の住民の声を聞いて最つと相談し合つて納税の行く様な説明もやり又意見も徴収の能率聴取すれば、最つとその徴収の能率は上がると、私は考えておりますので、是非ともこれは市長自から行く必要はないかも知れませんけれども、この職員をやつて、この世論の調査もやる必要があると考えておりますので、出来る範囲内では是非やつて戴きたい。御要望を申し上げます。

3 番～先き課長さんの答弁の中に納税組合を作ると云うことでございましたが、市長はこれを了承しているか、どうかです。その点お伺いします。

市長～具体的な方法は、まだ聞き取っておりませんが、それをよく聞いてとにかくよく検討して、施策を請じて、進める様に努力して行きたいと思っております。

3 番～市長としては、検討の段階ではありますが、課長さんは、納税組合を作つてやると、或るふうなことで行き違いはありますが、そこはよく調整なされて、内地においては、納税組合と云うのが、出来ておりまして、法に基づいて、納税組合を組織しておりますが、沖繩県においでは、まだそう云う法がないと云う面でも、そう云う面にも、相応に研究する余地があると思ひますが、しかし税を納めると云う面の意味においては、方法として、確かにいい方法でないかと内地の市町村の所においても90%以上の徴収率を上げておると云う面でも、これは、たとい法になくとも、市自体のある整理方法として、取り入れるべきものでないかと思ひますので、よろしくご検討のほどをお願いいたします。もう一点だけ先きの増員は、出張徴収に当てることと云うことでもありますが、この面におきまして、市長の考えは、納税の根本方針は、あくまでも納税を納め、納税は納めるべきものと云う根本方針を持つておられる様でありますが、課長さんは、あくまでも、徴収と税を取ると云う面でも、今迄努力するところを、先き増員の方もそう云う面でも、今迄努力するところを、根本に合せた相反する所があると思ひますが、納税の面におきまして、納税をさせざるために、どれぐらいいのどう云う人員を当て、努力をなさすか、その点を、先きの課長さんの人員増しも、どの方で当ると云う面でも、何か納税を徹底させる上においての人員増しがないと云うこと、自身が、根本的に市長の考えと、マッチしない所があるんじゃないかと思ひますので、その点お聞きかさせていただきます。

市長～只今のご質問課長の方が私納税をしたいと云うことは、まがいじやないかと、あくまでも、自分で納めると云うのが第一でなければいけません。

1 番～滞納けんが相当の件数に達しておりますが、租税法、租税徴収法23条によつて督促を発しても所定の期間に納めない場合は、差し押えしなければならぬと、こう云うぐらゐに公文化されておりますが、従来までなぜ差し押えをやらなかつたか、その理由について、衷心のうちにやらなかつたのか、それとも手続上、非常に繁雑であるためにやらなかつたのか、その辺一つお伺いします。

財政課長～申上げます。もち論督促と云うことでもあります。2ヶ年程そう云つた強硬執行にまでなつたところも、これは、どなたか、ごつてあつた訳ですが、その強硬にされておられる職員が水道課に行かれたと云う様なことが大きな何んである訳であります。事務的な繁雑ですか、そう云つた何も一掃原因しております。

市長～具体的な方法は、まだ聞き取っておりませんが、それをよく聞いてとにかくよく検討して、施策を構じて、進める様に努力して行きたいと思っております。

3 番～市長としては、検討の段階ではありますが、課長さんは、納税組合を作つてやると、或うふうなことで行き違いはありますが、そこはよく調整なされて、内地においては、納税組合法と云うのが、出来ておりまして、法に基づいて、納税組合を組織しておりますが、沖縄においては、まだそう云う法がないと云う面で、そう云う面にも相当研究する余地があると思ひますが、しかし税を納めると云う面の意味においての方法として、確かにいい方法でないかと内地の市町村の所においても90%以上の徴収成績を上げておると云う面でもこれは、たとい法になくても、市自体のある程度方法として、取り入れるべきもんでないかと思ひますので、よろしくご検討のほどをお願いいたします。もう一点だけ先き3名の増員は、出張徴収に当てると云うことでありますが、この面におきまして、市長のお考えは税の根本方針は、悪くまでも納税だと、税は納めるべきもんだと云う様な根本方針を持つておられる様であります。課長さんは、悪くまでも、徴収と税を取ると云う面で今後努力すると云うことを、先き増員の方もそう云う面に当てると云うことになつて、根本的に相反する所があると思ひますが、納税の面におきまして納税をさせるために、どれぐらいのどう云う人員を当てて、努力なさると云う面その点を先きの課長さんの人員増しも、どれの方に当てると云う面で、何か納税を徹底させる上においての人員増しがないと云うこと自体が、根本的に市長の考えと、マッチしない所があるんじゃないかと思ひますので、その点お聞きかせ願ひいたします。

市長～只今のご質問課長の方が私納税をしたいと云うことは まちがいじやないかと悪くまでも、自分で納めると云うのが第一でなけりやいかんところ思つております。

1 番～滞納けん徴が相当の件数に登つておりますが、租税法、租税徴収法23条によつて督促を発しても所程の期間に納めない場合は、差し押えしなければならぬと、こう云うぐあいには公文化されておりますが、従来までなぜ差し押えをやらなかつたか、その理由について良心的にやらなかつたか、それとも手続上、非常に繁雑であるためにやらなかつたか、その辺一つお伺ひいたします。

財政課長～申し上げます。もち論督促と云うこともありますが、2ヶ年程そう云つた強制執行にまで移そうと云う様な状態にまでこぎつけてあつた訳ですが、その担当しておられた職員が水道課に行かれたと云う様なことが大きな何んである訳であります。事務的な繁雑ですか、そう云つた何も一部原因しております。

1 番～今後は規程に基づいて、どんな執行する考えてございますか、

財政課長～そうです、

5 番～今の課長の答弁で差し押え処分は事務上が余り、事務的に進んでいない理由として、財政課にその面にやりこなせる様な職員がいたが水道課に転勤なつたからと云う理由であります、そこで市長にお聞きしますが、その水道課に転勤なつたと云う職員は、どうしてその人じゃなくちやいかない様な特殊技能を持つておる人でありますか、水道課に行つた人は、

市長～技術者ではありません、

5 番～事務員でありますか、

市長～はい、

5 番～それならば、人事の適正配置と云う面から質問致しますが、財政課に徴税業務に分担せしめた方が、はるかに人材適所と云う趣旨に合うと云うわけでありまして、なぜあえて、その人を、その人がいなくなつたら徴税成績に或は徴税事務処理に支障がきたすと云うことがわかつていないならば、なぜ、あえて水道課に転勤なされたか、そう云つた人事のあり方について妥当であるとお考えになりますか、説明をお願いします、

市長～なる程、財政課でも有名人材であります、水道課でもより以上に大事な人でありましたので、水道課にも転勤する様に致しました

5 番～水道課に行つても、この人のうでを借りたいと、又徴税事務においてもこの人のうでを借りたいと云う場合には、当然優先して徴税業務に当らしめるのが、妥当な人事だと願いますが、なぜ、あえてこれにかわる人がいるならいざ知らず、もしこの人一人が、その面に明るい人だとした場合におきまして、あえて水道業務に転勤させたその辺の理由は、まだ納得出来かねます、つまりその時に財政課から水道課にその職員を転勤させた場合において、滞納処分は事務処理能力があるこの職員にかつて、財政課の職員に課に同じ処理能力を持つていた職員がいましたが、その当時？

市長～水道課の適任者として、課に得られなかつたので、最ともその人がいいと云つてあそこに転じさせました、

5 番～先きの答弁で、この人は特殊技能の持ち主の人じゃない、あくまで事務員であると云われました、事務員はもうあり余る程、市内には

1 番～今後は規定に基づいて、どんな執行する考えてございますか、

財政課長～そうです。

5 番～今の課長の答弁で差し押え処分に事務上が余り、事務的に進んでいない理由として、財政課にその面にやりこなせる様な職員がいたが水道課に転勤なつたからと云う理由であります、そこで市長にお聞きしますが、その水道課に転勤なつたと云う職員はどうしてもその人じゃなくちやいかない様な特殊技能を持つておる人でありますか、水道課に行つた人は、

市長～技術者ではありません。

5 番～事務屋でありますか、

市長～はい。

5 番～それならば、人事の適正配置と云う面から質問致しますが、財政課に徴税業務に分担せしめた方が、はるかに適材適所と云う趣旨にそう云うわけにありますのに、なぜあえて、その人を、その人がいなくなつたら徴税成績に或は徴税事務処理に支障がきたすと云うことがわかつていながら、なぜ、あえて水道課に転職なされたか、そう云つた人事のあり方について妥当であるとお考えになりますか、説明をお願いします。

市長～なる程、財政課でも有位な人材であります、水道課でもより以上に大事な人でありましたので、水道課にも転勤する様に致しました

5 番～水道課に行つても、この人のうでを借りたいと、又徴税事務においてもこの人のうでを借りたいと云う場合には、当然優先して徴税業務に当らしめるのが、妥当な人事だと思ひますが、なぜ、あえてこれにかわる人がいるならいざ知らず、もしこの人一人が、その面に明るい人だとした場合におきまして、あえて水道業務に転職させたその辺の理由はまだ納税出来かねます。つまりその時に財政課から水道課にその職員を転職させた場合において滞納処分に事務処理の能力があるこの職員にかわつて財政課の職員に課に同じ処理能力を持つていた職員がいました、その当時？

市長～水道課の適任者として、課に得られなかつたので、最ともその人がいいと云つてあそこに転じさせました。

5 番～先きの答弁で、この人は特殊技能の持ち主の人じゃない、悪くまで事務屋であると云われました。事務屋はもうあり余る程、市内には

うよ々しております。そこでどうしてもこの人を水道課にもつて行かなければ、いかないんだと云う積極的の理由がはたしてあつたかどうか、技術屋ならば、そう云うことも云えるはずだと思ふんですが、事務的いゆる事務職員は、そんなに必要な人数をかくほすと云う面におきましては、決してそうはないはずであります。有り余るぐらいいるんじゃないかと私はこう考える次第でございます。

市長～おつしやる様に、事務屋は沢山ありますが、課長とか、重要なポストにもつて行くには沢山あるから、どの事務屋でも持つて行けばいいと云う訳にはいかないのではありません。

5 番～そうすると、もち論各課重要な仕事をそれ々分担して一生懸命やつておりますが、財政、悪くまで健全の財政の確保には、徴税業務をおろそかにすると云うことは、常態的にも考えられない訳であります。しかし、現状は色々の質問に対する説明、答弁から大体導いた結論は、全くでたらめであります。なつていないとしか云えませんが、現在の徴税業務について、市当局はそれで別にそうではない、それで別に他から批判される理由はないと云うふうなお考えでありますか。

市長～色々問題が沢山あると思ひますので、今後人事にしても、或は職員の機構にしても、是非改善してよくしたと云うので、それに努力している訳であります。

5 番～しからば、機構改革にともなつて、適材適所と云う原則に立つて、人事行政をやつて行かれますか。

市長～はい。

8 番～63年度の滞納件数が12,600余りの件数になつて、それは、私おどろいておりますが、それは納税に対する諸手当統納税執行に對する市のたいまんだと云うに指摘されてもあえて、過言ではないと思ひます。それで昨年10月の定例会にも、私一般質問の申に、税務相談所の設置の必要があるがそれに対して、当局はどう考えておるかと云うことを質問致しましたが、その時は、何ら考えていないと云う市長の答弁であつたんだが、先程財政課長のお話しを聞いてみますと云うと、納税がスムーズにやるには、やはり納税組合も必要だと、云うことをおつしやつております。それで納税組合も必要であるが、やはりこの納税者と又市の窓口との間に、何かそこを欲しいものがありはしないかと私こう考えています。そう云つた意味あいでは、その納税相談所と云うものが、非常にこの必要ではないかと思つております。申しますと云うと、例えば、所得税の場合でございますが、例年確定申告前に、税務所では、各町村に数回聞きの派遣しまして、納税に對するその指導或は受付をやつて、割り方比較的にスムーズに行つていられる様であります。そこには、納税者

に云わすれば、非常にその不利不満等も多分にこれはあるのであります。そこで、どうしてその中間において納税者と、又市とのその中間において、一つの納税相談所と云う機関がこれらはどうしても必要なんです。こう云う様に12,000件も出たからには、相談所もこれは必要だつたかと、貯ち組も必要だが、この納税相談所もこれは必要じゃないかと、私考えていますが、それに対して、市長さんどう云うふうな考えなさつておられますか、

市長～必要だと思いますが、只今の所、納税の相談については、別に納税相談所と云う所を置くんじゃないに、すぐ財政課の方に来て、その疑問なり、或は手続なりについては、指導しております。

8番～私が申し上げておりますのは、なる程財政課にこの納税者が来ますし、色々とその疑義を申し立てたり、或は不利な所を質問したりするのは、できますけれども、人によつては、直接その役所に来ると云うよりも、それが非常にこの敷居が高いと云う観念、特にこの税と云うことに対しては、そう云う観念が非常に濃厚だと思つております。それでどうしても、その中間において、納税相談所と云うものがあるならば、その納税者は一様この納税相談所を通じて異議の申し立てをするなり、相談をするなり税金の申し立てを相談に来たり、出まはしないかと、なるとその役所の構構から考えますと、云うと途申に納税相談所と云うものがあるが、色々とその人員が多く、なつたり、或は予算面においても、色々とほうちようして行くのは、行くてしようけれども要するにその滞納件数をより少なくし、より納税を高率に高めて行くことと云う意味あいかもし、絶対これは納税に關するその相談所と云うものがあつてこそ、それは市員に對する私は市のサービスじゃないかと充分考えて載きたいと思ひます。

議長～外に3番？

3番～先き8番さんから納税相談所と云う面の質問があつた様でありますが、現在市員税、市員の申告をすると云う場合に部落を通じてさせておる様でありますが、これによつて、これを基礎にして、課税しておるかどうかです。

財政課長～もち論、納税の義務があり、申告の義務がありますが、その申告だけによつて充分な所得が早く出来るかと申しますと、そうではありません。税金は安い方がいいと云うのが普通の考えてありますので、それで税務署当りなどに行つて、そう云つた資料も集めてやつておる訳であります。

3番～なぜかと申しますと、今各部落におきましての納税申告を出しておる現状を見た場合に、ほとんどが論90%までが部落から書記を雇つて一括して住所氏名を聞いて、大体のあれを書き入れておる現状

に云わすれば、非常にその不利不満等も多分にこれはあるのであります。そこで、どうしてその中間において納税者と、又市とのその中間において、一つの納税相談所と云う機関がこれはどうしても必要なんです。こう云う様に12,000件数余りも出たからには、ます々これは必要だつたと、貯ちく組合も必要だが、この納税相談所もこれは必要じゃないかと私考えています。それに対して、市長さんどう云うふうなお考えなさつておるんですか。

市長～必要だと思いますが、只今の所、納税の相談については、別に納税相談所と云う所を置くんじやなしに、すぐ財政課の方に来て、その疑問なり、或は手続なりについては、指導しております。

8番～私が申し上げておりますのは、なる程財政課にこの納税者が来まして色々とその疑義を申し立てたり、或は不利な所を質問したりするのは、できますけれども、人によつては、直接その彼所に来ると云うそれ自体が非常にこの敷居が高いと云う観念、特にこの税と云うことに対しては、そう云う観念が非常に濃厚うだと私思つております。それでどうしても、その中間において、納税相談所と云うものがあるならば、その納税者は一様この納税相談所を通じて異議の申し立てをするなり、相談をするなり税金の申し立を相談に来たり、出来はしないかと、なるほどその彼所の機構から考えますと、云うと途中に納税相談所と云うものがあるが故に色々とその人員が多くなつたり、或は予算面においても、色々とほうちようして行くのは行くでしようけれども要するにその滞納件数をより少なくし、より納税を高度に高めて行くと云う意味あいからしましても、絶対これは納税に関するその相談所と云うものがあつてこそ、それは市民に対する私は市のサービスじゃないかと充分考えて載きたいと思ひます。

議長～外に3番?

3番～先き8番さんから納税相談所と云う面の質問があつた様にてありますが、現在市民税、市民の申告をすると云う場合に部落を通じてさせておる様であります。これによつて、これを基礎にして、課税しておるかどうかです。

財政課長～もち論、納税の義務があり、申告の義務がありますが、その申告だけによつて充分なる所得が早く出来るかと申しますと、そうではありません。税金は安い方がいいと云うのが普通の考えてありますので、それで税務署当りなどに行つて、そう云つた資料も集めてやつている訳であります。

3番～なぜかと申しますと、今各部落におきましての納税申告を出しておる現状を見た場合に、ほとんどが約90%までが部落から書記を雇つて一括して住所氏名を聞いて、大体のあれを書き入れておる現状

で実際本人から出さしているものは少くないのであります。その現状を知つてあるかどうか、申告の現状を本人から出しておると思われますか、それとも一括して、各部落で調整しておると思われますか、

財政課長～そう云つた納税者からの申告義務者から手数料を取つておるとか云う様なことは考えておりません。といひますのは悪くまでも部落の区長は世話をすると云う様な立場でありますので、世話をさせて上げようと云う様な程度でありますので、そう云つた経費などは徴収してないと思つています。

3 番～いや、経費の問題じゃなくしてですか、一括して部落で書いてある程度の負担をしてやつておるかです。それが先きの相談と云う面とも関連しますがこう云う場合、各部落に出張して行つてそう云う様な書き方、或は記入の仕方とか、そう云う市の職員が出張して行きまして、それに非常に詳しい方が行つて、相談やりながら各方法でも取ればすね、ある程度事務的にも、信憑性がある様な方法が出来ることと云うことも考えられるんだが、現在、ああ云う様な部落まかせの方法で申告させた場合には、結局一括して、我々は書けないから書いて下れと云う様な面で大体のこの数字を押えて、それに右げない様な申告でないかと思ひますが、市の方でも大体調査なされてその数字のあれは、おわかりだと思ふんですが、そう云う現状になつておりますので、出来るだけそう云う様な事は、各部落で努力しておる様にはありますが、申告を知つておる様ですが、ああ云う場合には部落の、いつそう云うことをやるかと云う面で惟す目を連絡取りまして、こちらから職員も派遣して、一踏になつて、指導してそう云う様な難切味あつてしかるべきだと思ふんですが、そう云う方法を取られるお考えであられるか、

財政課長～現在6月一杯いが、この6月30日までが、市民税の申告の期間としてやつておりますが、この事務面的ことについては、ほとんどの区長さんが、経験者でありますので、その申告されるのに、事務的方法ですか、そう云つた記載の方法などは、ここの区長会の場合において、充分説明申し上げております。それで部落一括と云う様なおつしやつておられますが、一括ではなくて悪くまでも申告は個人からの申告でありますので、ただ単なる区長、或は幹部のこの程度のこの家ていはどの程度の所得があるんだと、云う様な推定でやつておるんだと、おるのじやないかと云う様なお考えであられるかどうか、そうでは決してないと思ふんです。悪くまでも、納税義務者のですか、申告のそれによつて記載しておるものと思つております。

12番～今先の課長さんのご答弁の申に今度の増員でも満足した人員ではな

いと答弁なさっています。しからば、なぜ市職員定数条例案において、なぜ最つと人員を獲得して、そして徴税を上げる様な策を講じなかつたか、その点を？

財政課長～私の最初のそこまで持つて来るまでの考えとしましては、24名と云うふうに考えておりましたが、予算の都合で、これだけは減じて行こうと云う様な何で、それだけにした訳であります。

12番～しからば、現在のこの徴税率で市予算は、大体まかなえるから、このぐらいにあまみじておこうと、云うふうなお考えであると、受け取つてよい訳ですか、

財政課長～そうではないんです。現状のままではより以上な成績を上げたいと云う様な考えであります。

10番～先きの5番の石川議員の答弁によりますと、90%を員数に現増員をしておるんだと云う様な課長の説明でございましたが、いわゆるこの人員の増員によつて、今後いわゆる次年度内において、今まで見た様に税金の徴収低下の質問に対して人員の安々のことを云わないと云うことを確言出来ますか、

財政課長～確言は出来ないと思つております。といたしますのは、直野湾市は発展途上であります。年々その課税件数が増えつつある訳であります。

10番～では、所謂、今後のこれは先きの質問に戻る訳ですが、確言出来ないと云うことになれば、所謂、いわゆる、今後の議会から、徴収が悪いと云う質問が出来た場合には、人員の不足であります。どうにも出来ませんと云う答をするつもりでございますか、

財政課長～むつかしいんですが、あくまでも努力をしたいと云う様な考えであります。

10番～私が云うのは、今までですね、質問のたびに議会から徴税成績が非常に悪いと、それをつかれた場合にそのたびにその努力欠陥の対策は講問されずに、いわゆる人員不足で、どうしても職員が手が回らないと云うだけで済まされておるんです。特に、この6月は、人員の講成そう云う議会であります。その中において、3名の増員と云うのが、提案されておる。だからして、当然議会として、いわゆる執行者が、ある程度の徴税成績を得るものとして、課定し、たものと思ひます。よつて、当局としては、今後この年次だけでも、人員の不足云々は、当然出ないのが当然じゃないかと思ひますが、最初から、いわゆる単なる3名ぐらいを増やして、おけばいいと云う様な考えで、その人員構成をなされた様な感じを受ける

いとご答弁なさつています。しからば、なぜ市職員定数条例案において、なぜ最つと人員を獲得して、そして徴税を上げる様な策を講じなかつたか、その点を？

財政課長～私の最初のそこまで持つて来るまでの考えとしましては、24名と云うふうに考えておりましたが、予算の都合で、これだけは減じて行こうと云う様な何で、それだけにした訳であります。

12番～しからば、現在のこの徴税率で市予算は、大体まかなえるから、このぐらゐにあまんじておこうと、云うふうなお考えであると、受け取つてよい訳ですか、

財政課長～そうではないんです。現状のままではより以上な成績を上げたいと云う様な考えであります。

10番～先きの5番の石川議員の答弁によみまして、90%を目標に増員をしておるんだと云う様な課長の説明でございましたが、いわゆるこの人員の増員によつて、今後いわゆる次年度内において、今まで見た様に税金の徴収低下の質問に対して人員の去々のことを云わなと云うことを確約出来ますか、

財政課長～確約は出来ないと思つております。といたしますのは、宜野湾市は発展途上であります。年々その課税件数が増えつつある訳であります。

10番～では、所謂、今後のこれは先きの質問に戻る訳ですが、確約出来ないと云うことになれば、所い、いわゆる、今後の議会から、税徴収が悪いと云う質問が出来た場合には、人員の不足であります。どうにも出来ませんと云う答をするつもりでございますか、

財政課長～むつかしいんですが、悪くまでも努力をしたいと云う様な考えであります。

10番～私が云うのは、今までです、質問のたび事に議会から徴税成績が非常に悪いと、それをつかれた場合にそのたび事にその努力欠陥の対策は説明されず、いわゆる人員不足で、どうしても職員が手が回らないと云うだけで済まされておるんです。特に、この6月は、人員の構成そう云う議会であります。その中において、3名の増員と云うのが、提案されておる。だからして、当然議会としては、いわゆる執行者が、ある程度の徴税成績を得るものとして、認定したものだと思つておる。よつて、当局としては、今後この年次だけでも人員の不足云々は、当然出ないのが当然じゃないかと思つておるんですが、最初から、いわゆる単なる3名ぐらゐを増やして、おけばいいと云う様な考えで、その人員構成をなされた様な感じを受ける

訳ですが、その辺はどう云うあれですか、

財政課長～職員の数といえますのは、充分なる数と、完全にその不足をうみ
合わずと云う様なことは、充分には云われないのであります。只色
々な面から先き申し上げました様な、各市町村との人員数、職員の数
それから予算の何ヶ年前からのつり合、そう云つた所から考えま
して、大体28名ぐらゐは適当な数である、こう云うふうに思つて
おりますが、

10番～では、人員増加については、所いわけの員数と云うものはなかつた
訳ですな、いわゆる3名を増員すれば、どの程度の員数までは徴税
成績を上げるとか、そう云う員数はなくして、いわゆる単なる勤
市町村とのつり合、そう云うものを検討しただけであつて、実際
の自この徴税成績の面についてその3名の人員を増員すれば、どの
程度までの徴税成績が上げようとする員数、計画そのものはなかつ
た訳ですか、

財政課長～それは、特に徴税関係はですか、そう云つたこの何パーセントまで
簡単に申し上げますと、何けん圓われれば、完全に一日に何けん圓わ
れるから、何けん取つてくれると云う様なことまでは云えない訳で
あります。中には、税額が少なくて、けん数が多いと云う様な場合
もあるし、一談にどれだけ上げられるんだと云うことは、云えない
と思つてますが、

10番～只今の答弁からして、全然そう云う計画がなされたものとしか考え
ておりません。考えられません。今後は、いわゆる人員の増員など
をする場合には、すべてそう云う計画、いわゆる実際その数字は合
わなくても、構想そう云うものを計画を立てて、今後やつてもらい
たいと要望します。

8番～過去において、この市町村のいわゆる税担当者いわゆる、税務研
修会があつたかどうか、

市長～これは、毎会行なわれております。

8番～毎年ある訳ですか、

財政課長～と云いますのは、今中部地区の財政研究会と云うのが、毎月定期
もつてやつておられる。そこで地方課の方からも来てもらつて疑問
な点とかです、そう云つたのを取り上げて研究しております。

8番～この研究会のですか、税に対するその研修設備は、地方課の職員で
すか、まあ、それも善悪ですが、いわゆる特にこの納税のその滞納
処分という問題に相当引つかかつておる様ですが、私が要望したい

訳ですが、その辺はどう云うあれですか。

財政課長～職員の数といいますのは、充分なる数と、完全にその不足をうみ合わすと云う様なことは、充分には云われないのであります。只色々な面から先き申し上げました様な、他市町村との人員的、職員の数それから予算の何り年前からのつり合、そう云つた所から考えまして、大体28名ぐらゐは適当な数である。こう云うふうに思っておりますが、

10番～では、人員増加については、所いわける目標と云うものはなかつた訳ですか、いわゆる3名を増員すれば、どの程度の目標までは徴税成績を上げるとか、そう云う目標はなくして、いわゆる単なる別の市町村とのつり合、そう云うものを検討しただけであつて、実際の自この徴税成績の面についてその3名の人員を増員すれば、どの程度までの徴税成績が上げようと云う目標、計画そのものはなかつた訳ですか、

財政課長～それは、特に徴税関係はですか、そう云つたこの何べーセントま極単に申し上げますと、何けん圓われは、完成に一日に何けん圓われるから、何けん取つてくれると云う様なことまでは云えない訳であります。中には、税額が少なく、けん数が多いと云う様な場合もあるし、一該にどれだけ上げられるんだと云うことは、云えないと思ふんですが、

10番～只今の答弁からして、全然そう云う計画がなされたものとしか考えておりません。考えられません。今後は、いわゆる人員の増員などをする場合には、すべてそう云う計画、いわゆる実際その徴字は合わなくても、構想そう云うものを計画を立てて、今後やつてもらいたいと要望致します。

8番～過去において、この市町村のいわゆる税担当者のいわゆる、税務研修会があつたかどうか、

市長～これは、毎会行なわれております。

8番～毎年ある訳ですか、

財政課長～と云いますのは、今中部地区の財政研究会と云うのが、毎月定例もつてやつておられる。そこで地方課の方からも来てもらつて疑問な点とかです、そう云つたのを取り上げて研究しております。

8番～この研究会のですか、税に対するその研修講師は、地方課の職員ですか、まあ、それも結構ですが、いわゆる特にこの納税のその滞納処分という問題に相当引つかかつておる様ですが、私が要望したい

のは、いわゆる主税庁当りと、地方課とよく連絡提携してもらつて
各市町村の税の執行、係員をてすか、少なくとも年一回ぐらいの長
期研修会をしてもらいたいと思ひますが、これは市と兼しましては
その月にてすか、これを申請計画される、意志がありますか、地方課
もち論これは、直接提携は地方課でございませうが、地方課から更に
主税庁と連絡をしてもらつて専門のその徴税講師が来てもらつて、
研修をしてもらつてと云う所にポイントがあるんぢやないかと、

市長～今の講師については、今おつしやる様に申言したいところ思つてお
ります。

16番～非常に有意味な若かんのご質問が出ましたけれども、財政課長さん
にお伺い致します。市町村の富野市の財源の問題につきましましては
徴税、納税にしろ、過去の本会議の議会のたびごとに出ておられます
そのたんに市長さんが努力しますの一点ばかりで通されて来ました
しかし、現在監査員^員の報告から見ますと、
市の財源の問題でどうもやむおえなかつたと云う事でありませうが、
市長がこれに対してあくまでも徴税と云うのは、あれだけの滞納件
数を出すと云うことは法規に違反しても、法規を無視しても、その
滞納^額で満足で、その陳腐で満足有るのかどうか、その点について
お伺いします。

市長～満足までは行きません。

16番～満足に行かないと云う事は、現状維持と云うふうに併しやくしてよ
ろしいですか、

市長～現状よりは、ある程度良くなつております。

16番～はつきり申上げますと毎年滞納総額が増えている、それに対処すべ
く施策もない。陳腐の財政課の課長の要求通りの人員を望まない
とするならば、どこに大きなプラスがある訳でございませうか、どこ
ぞれだけの大きなプラスが見いだせる訳でありますか、

市長～今先繰返して答えられた様にもち論今までの執務で良いんだが、方
法についてもこれから考慮すべき点が又あるところ思つております。

16番～もち論、納税組合とか、或はその他の面にかまんが出来るとしまし
ても2名の要求に対して、財政課、特に去年の予算議会において
財政課の職員からその資料も議会に出されておりました。他の市町村
の職員のものに対して、今年度もどれだけの人員でなければ出来
ないと云う課長の要望に対して結局は、まがりなりにこの程度にや
やつておこう、或る程度は滞納者はあつてもと云う、御見解でござ
いませうが、

のは、いわゆる主税庁当りと、地方課とよく連携提携してもらつて各市町村の税の執行、係員をですか、少なくとも年一回ぐらいの長期研修会をしてもらいたいと思いますが、これは市と致しましてはその月にですか、これを申請計画される意志がありますか、地方課もち論これは、直接提携は地方課でございしますが、地方課から更に主税庁と連携をしてもらつて専門のその徴税講師が来てもらつて、研修をしてもらつて、云う所にポイントがあるんじゃないかと、

市長～今の講師については、今おつしやる様に申言したいところ思つております。

16番～非常に有難義な若かんのと質問が出ましたけれども、財政課長さんにお伺い致します。市町村の宜野湾市の財源の問題につきましては徴税、納税にしろ、過去の本会議の議会のたびごとに出ておりますそのたんに市長さんが努力しますの一点ばかりで通されて来ましたが、しかし、現在監査人の報告から見ますと、市の財源の問題でどうもやむおえなかつたと云う事でありまして、市長がこれに対して悪くまでも徴税と云うのは、あれだけの滞納件数を出すことと云うことは法規に違反しても、法規を無視しても、その滞納で満足で、その陳容で満足で有るのかどうか、その点についてお伺いします。

市長～満足までは行きません。

16番～満足に行かないと云う事は、現状維持と云うふうに解しやすくしてよろしいですか、

市長～現状よりは、ある程度良くなつております。

16番～はつきり申上げますと毎年滞納総額が増えていて、それに対処すべく施策もない。陳容の財政課の課長の要求通りの人員を整なわないとするならば、どこに大きなプラスがある訳でございしますか、どこだけの大きなプラスが見いだせる訳でありますか、

市長～今先繰近して答えられた様にもち論今までの執務で良いのだが、方法についてもこれから考慮すべき点が又あるところ思うのであります。

16番～もち論、納税組合とか、或はその他の面がまんが出来るとしましても28名の要求に対して、財政課、特に去年の予算議会において財政課の職員からその資料も議会に出されておりました。他の市町村の職員のそれに対して、今年度もどれだけの人員でなければ出来ないと云う課長の要望に対して結局は、まがりなりにこの程度にややつておこう、或る程度は滞納者はあつてもと云う、御見解でございしますが、

市長～人員を要求通りに出来なかつたのは1ツには財政の問題もあります
が、しかし事務分たんに於いて、今まで財政課で見おつたと場や
市場も、よその課に移るので、向うの要求に人は減しても大体
にあうと云う見当で、これを手配した訳であります。滞納はあつ
ても良いと云うふうな考えではありません。

16番～申上げますが、当初予算においては、徴税の90%を見積つて、議
会も認定しております。承認しております。要はこう云うふうな財
政課の問題が市の執行の大きな問題だと思はれますけれども、それ
について現在の60%：65%の徴税成績を見た場合に現在の滞納率
向を市場がわかつた場合に執行者の痛手が及ぼされる滞納率なり
すけれども、今までの10番さんの御意見に對しても、結局は私
見なくちやわからない様に印をあたえております。しかし、私の
見た所を考えた所によりますと、どうしても無理だと云う感じが
する訳であります。この人妻でこれだけの件数を毎年々々繰上は課
の対象とする件数はふえては行かぬのであります。それに対処す
る陳容計画のある財政の納税徴税の計画がないのであります。それ
はどう云う、それは当然無理だと云う感じを持たすけれども、ま
だ々々私達が納得行かない点があります。これは財政課の要望につ
いても、その陳容をみたしきれないと云うと財源のうら付と云うこ
とが大きな根本問題だと思はれますけれども、私が考えますのに財政
課と申しますのは、市の執行を左右する大きな問題だと思つており
ます。それと市裏に對して納税思想の培養を値えけるが、納税に
對して大いに關心を持すべきかと云つた様な感じが致します。ま
もそれに対する御見解をお願い致します。

市長～その通りだと思います。

16番～御見解でございます。

市長～おつしやる通り。

16番～おつしやる通りと申しますと、

市長～貴方の云われる様に市裏に對して滞納者が多いと云う事は大きな？

16番～だからそれに対処すべくですか、陳容が無理だと思はれますけれども
現在の3名の増ではこの培養を出来るだけかなわす様に陳容は考
えられないものかどうか。

市長～考えてそれだけ増えております。

16番～と申しますとそれだけ増と云うことは提案された90%の税額を、
十二分に徴税出来ると云う見解でございますか。

市長～人員を要求通りに出来なかつたのは1ツには財政の問題もありますが、しかし事務分たんにおいて、今まで財政課で見おつた場や市場も、よその課に移るので、向うの要求に2人は減しても大体まにあうと云う見当で、これを手配したてであります。滞納はあつても良いと云うような考えではありません。

16番～申し上げますが、当初予算においては、徴税の90%を見積つて、議会も認定しております。承認しております。要はこう云うふうな財政課の問題が市の執行の大きな問題だと思はすけれども、それについて現在の60%・65%の徴税成績を見た場合に現在の滞納傾向を市長がわかつた場合に執行者の情性が暴走される結果になりますけれども、今までの10番さんの御意見に対しても、結局やつて見なくちやわからない様に印象をあたえております。しかし、私が見た所の考えた所によりますと、どうしても無理だと云う感じがする訳であります。この人だけでこれだけの件数を毎年々々結局は課税の対象とする件数はふえては行かぬのであります。それに対処すべく陳答計画性のある財政の納税徴税の計画がないのであります。それはどう云う、それは当然無理だと云う感じを持たすけれども、まだ々々私達が納得行かない点があります。これは財政課の要望についても、その陳答をみたしきれないと云うと財源のうら付と云うと病が大きな根本問題だと思はすけれども、私が考えますのに財政課と申しますのは、市の執行を左右する大きな問題だと思つております。それと市民に対して納税思想の情性を植えつけるが、納税に対して大いに関心を持たすべきかと思つた様な感じが致しますけれどもそれに対しての御見解をお願いします。

市長～その通りだと思います。

16番～御見解でございます。

市長～おつしやる通り。

16番～おつしやる通りと申しますと、

市長～貴方の云われる様に市民に対して滞納者が多いと云う事は大きな？

16番～だからそれに対処すべくですか、陳答が無理だと思いますけれども現在の3名の増ではこのだ性を出来るだけかなわす様に陳答は考えられないものかどうか。

市長～考えてそれだけ増えております。

16番～と申しますとそれだけ増と云うことは提案された90%の税額を、十二分に徴税出来ると云う見解でございますか。

市長～はい、それで予算にもそれだけ出してあります。

16番～わかりました。

議長～暫休憩致します。(午後1時30分)

議長～再開致します。(午後3時15分)

1番～納税率の向上を図ると云うことは、財政の向上でもつた重要な施策の1つであります。その低下原因については、次の事が考えられます。徴税人員の不足の補充、法的執行の是正組織の設置、課税額の適正化、部課職員の監督の強化、財政課の事務の強化、以上の様な事項が上げられまして、この適正化を計る事が納税の低下を防ぐ対策になるんじゃないかと考えます。本市の執行当周と致しましては、今後充実にこの対策を構じまして、納税率が100%にも向上する様に御努力を願います。以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長～進行致します。

議長～次は3番に移ります。

3番～私の第1番目に、本市の大きな財源である所の銀行が、コザに移転すると云うこととありますが、これについて市長として、事前の了解がわかっておたもんであるが、或はそれについて何か処置をなされた事があるかと云う質問であります。

市長～移ると云うことのは最近であります。それについて支那人に話して聞いて見ると、なぜ行かねばならないか、その理由は現在在の大山においては、利用者が少ないと云うのが1つ、もう1つにお方はブラザーハウスに、手力り云う米人だろうと思ふ方がお方らるんだが、大きな得意先になつていけるけれども、その人が本社をどうしてコザに移してもらいたいなれば、外の銀行を誘致するがと云う申立があつたとか、それが2番目の理由、それから3番目には、今の場合所が余りに1号線の車の殺到が、車が多いた不便であるところ云う何が理由になつてコザに移る事になつたと、こことしては私からは外人商社やその様な企業が直に市に誘致するかどうかはこう云う金融、機関があるか無かによつて大きな影響をおよぼすと思ふので、なんとかしてそのまま残つてもらいたいんだが、と云つたら、もうすでに工事はやがて出来なるといふと、若し、どうしても移ると云うこととあれば、それじや支店でもそこに残してもらえんかと話したらそれは私の一存ではどうに

市長～はい、それで予算にもそれだけ出してあります。

16番～わかりました。

議長～暫休憩致します。(午後1時30分)

議長～再開致します。(午後3時15分)

1番～納税率の向上を図ると云うことは、財政的向上でまつたく重要な施策の1つでありまして、その低下原因については、次の事が考えられる訳でございます。徴税人員の不足の補充、法的執行の是正組織納税者の納税義務知識の高、納税制度の改正、納税に関する相談機関の設置、課税額の適正化、部課職員の監督の強化、財政課の事務処理の強化、以上の様な府項目が上げられまして、この適正化を計ることが納税の低下を防ぐ対策になるんじゃないかと考えますので、執行当局と致しましては、今後充分にこの対策を構じまして、本市の徴税率が100%にも向上する様御努力されんことを要望致します。以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長～進行致します。

議長～次は3番に移ります。

3番～私の第1番目に、本市の大きな財源である所の銀行が、コザに移転すると云うことでありますが、これについて市長として、事前的にわかっておつたものであるが、或はそれについて何か処置をなされた事があるかと云う質問であります。

市長～移ると云うことのわかつたのは最近であります。それについて支配人に話して聞いて見ると、なぜ行かねばならないか、その理由は現在の大山においては、利用者が少ないと云うのが1つ、もう1つにはブラザーハウスに、チカリーと云う米人だろうと思ふんですが、大きな得意先になつていけるけれども、その人が本社の方にとりましては、コザに移してもらいたければ、外の銀行を誘地するかと云う申立があつたとか、それが2番目の理由、それから3番目には、今の場合所が余りに1号線の車の殺到が、車が多い為に不便であるところ云う何が理由になつてコザに移る事になつたと、こととしては私からは外人商社やその他の企業が宜野湾市に発展するかどうかはこう云う企業金融、機関があるか無かによつて大きな影響をおよぼすと思ふので、なんとかしてそのまま残してもらいたいんだが、と云つたら、もうすでに工事はやがて出来る様になつていと、若し、どうしても移ると云うことであれば、それじや支店でもそこに残してもらえんかと話したらそれは私の一存ではどうに

もならんので、そう云う要望があれば、市長と云う、市長に対しては、
ころ云うのが私達の会社がなくても、かわらんと思ふが、と云う事
を云つておりました。いや、それは随分かわると思ふ、大体普通の
銀行も変りはない。私達の銀行も沖繩の人にも難し、沖繩の人にも
あづけるよになつてゐるんだが一向利潤しないんじゃないか、外
にたくさん銀行があるんじゃないかと、そう云う事を云つておつた
んですが、一番、銀行のそ云う大きな業者の方、得意先の方で、
そう云う人々が集つて、本社にでも集つれば、或は支店とか、外に
又銀行をおく様になるかも知らんが、今の所、支配人の考えでは、
とにかく今のままで利潤者が少ないのでおかれるのはどうかと思
うと云うふうな事を話しておりました。

3 番～本市が今事業の三分の二は外人関係でもつてゐると云う様な現状
でありまして、結局は設備の業者がほろぶとか、或は他に移転とか
と云うことは、それは利潤者の利潤の如何にも、あるかも知れませ
んが政議の業者は極力地元で開業させるようにし向ける努力をし又
新しいそう云う様な工事、或はこう云う様な業所をどしどし誘致
折衝するとか、或は土地の提供とか云うふうにして、こう云うもの
の誘致策を考えなければいかんと思ひますが、これについて市長さ
んとしましてそう云う関係の業者がある場合に土地を提供しても誘
致したいとか、そう云うお考えもおもひであるかどうか、

市長～土地を提供すると云う事になりますと、市の財産の提供については
これは議事に諮らなければいかんが、

3 番～いや、市長の考えとして、こう云う提供してでも誘致したいと云う
様なうでかまゑがあるかどうかと云うことです。

市長～だから一寸土地を提供したと云うことになる、これは今すぐ提供
する様な考えはありません。しかし、誰かだけ世話して適当な所
を買入れして世話してあげたい気持はあります。

4 番～特別銀行即ちアックス・沖繩進出が大きい波もんを生んだ銀行で
ありますが、この銀行が進出したと云うことによつて、市内の金融
機関に対してどの様な影響をおよぼしたか、それについて市長はど
う考えておられますか、

市長～まだ越しておらずに業務は、そのままやつておられますので、それ
が移つてからどう云うふうに変つたかは云えませんが、懸念される
のは結局今まで外人関係はこのエキスプレスの銀行を利用して市の
事業のユツである水道料金も外人はあそこでも払つてもらふ様にし
あつたんですが、それが出来なくなる。南としても不便である。そ
の他の事業家においても、この宜野湾市を利用している外人がそこ
で色々取り扱ひが出来たものが、コザに移ると云うと、あそこまで
行かねばならぬと不便をきたすんじゃないかと思つておられます。

もならんのでそう云う要望があれば、市長と云う、市長に対しては
こう云うのが私達の会社がなくとも、かわらんと思うが、と云う事
を云つておりました。いや、それは随分かわらんと思う、大体普通の
銀行も変りはない。私達の銀行も沖繩の人にも催し、沖繩の人にも
あづけるようになつてゐるんだが一向利用しないんじゃないか、外
にたくさん銀行があるんじゃないかと、そう云う事を云つておつた
んですが、1番、銀行のそう云う大きな業者の方、得意先のですか
そう云う人々が集て、本社にでも陳情すれば、或は支店とか、外に
又銀行をおく様になるかも知らんが、今の所、支配人の考えでは、
とにかく今のままで利用者が少ないのでおかれるのはどうかと思
うと云うふうな事を話しておりました。

3 番～本市が今事業税の3分の2は外人関係でもつてゐると云う様な現状
でありまして、結局は改設の業者がほろぶとか、或は他に移転とかせ
と云うことは、それは利用者の利用の如何にも、あるかも知れませ
んが改設の業者は極力地元で開業させるようにし向ける努力をし又
新しいそう云う様な工事、或はこう云う様な営業所をどしどし誘致
折衝するとか、或は土地の提供とか云うふうにして、こう云うもの
の誘致策を考えなければいかんと思ひますが、これについて市長さ
んとしましてそう云う関係の業者がある場合に土地を提供しても誘
致したいとか、そう云うお考えもおもちであるかどうか、

市 長～土地を提供すると云う事になりますと、市の財産の提供については
これは議会に諮らなければいかんが、

3 番～いや、市長の考えとして、こう云う提供してでも誘致したいと云う
様なうでかまえがあるかどうかと云うことです。

市 長～だから一寸土地を提供したと云うことになる、これは今すぐ提供
する様な考えはありません。しかし、出来るだけ世話して適当な所
を買い入れて世話してあげたい気持はあります。

4 番～特別銀行即ちアックス・沖繩進出が大きい波もんを生んだ銀行で
ありますが、この銀行が進出したと云うことによつて、市内の金融
機関に対してどの様な影響をおよぼしたか、それについて市長はど
う考えておられますか、

市 長～まだ越しておらずに業務は、そのままやつておりますので、それ
が移つてからどう云うふうに変つたかは云えませんが、想像出来る
のは結局今まで外人関係はこのエキスプレスの銀行を利用して市の
事業の1ツである水道料金も外人はあそこぞで払つてもらふ様に
あつたんですが、それが出来なくなる、市としても不便である。そ
の他の事業家においても、この宜野湾市を利用している外人がそこ
で色々取り扱ひが出来たものが、コザに移ると云うと、あそこまで
行かねばならぬと不便をきたすんじゃないかと思うております

4 番～民間金融機関に対しては、別にあるが無かろうが、影響はないと云つた様な見解であるのか、或はこの銀行が進出する事によつて、影響はあるかどうか、或は民間金融機関を圧迫する様な傾向にならないかどうか、その辺についてどう考えておられるか、又そう云つた面は当然市内にある金融機関を害成すると云つた様な立場で、或はそう云う調査も必要だと考えますが、それに対して全然なされてないとそれについて、

市長～エキスプレス銀行の方があそこに移つて民間企業に対して影響があるかどうかと云う事については、私としてははつきりは云えないけれども、あそこで支配人の話によると見てごらん下さい、この通り開散閉散で、又お客もほとんどおらなかつたんです。この通り開散特に沖繩人にも利用できるんだが、沖繩人なんかの利用するのは、ほとんどないと云うふうな事を云つておりましたので、いわゆる沖繩の一般民間の使用しているのは、ほとんど普通銀行が預銀を利用しているの、それほどもめだつだけの影響は沖繩人には急には感じられないんじゃないかと云う思つております。先き申上げました様に外人関係が最も影響するんじゃないかと云う思つております。

3 番～次に相当この緊急な事業には出来るだけ援助をあたえると先の施政方針の中にもうたわれておりましたが、現在水産協同組合の結成がなされておりますが、従来商工会においては、条例、或は又規程をもつて保護育成策をやつておる訳であります。水産業については、去年か一昨年かある程度条例に纏り込もうと、云うように条例におり込んだだけでその点大事な資源である所の近海漁業、そう云う面にあんまり力を入れておるんじゃないかと云う様な印象を受けますが、それに対して市長として、どう云うお考えであるか、

市長～水産組合については、一ヶ月程度前かと思ひますが、それを結成したいので何とか市でもその発足の準備に御指導をおおきたいと云う何で市の方から政府に連絡致しましてこの説明会を持つたのでありますが、そこでまず感じた事は、あの状況から見ると、果して宜野湾市に水産業を生業している業者がどの位いるかと云うのがどうも心細く思ひました。尚又、そう云う業者自体がどの程度この組合を持ちたいと云うふうな意欲にもえているかと云うこともあの状況から見るとかえつてこの役所の職員、区長、議員が説明を聞いただけで業者自体にはあまりに熱意が無い様な感じを受けたのでございませう。しかし、これも市の産業のミツとして生業を営む業者が多ければそれを育成すべく組合と云うのはどう云うものだと云う事も良く政府からも説明もし、こちらからも、そう云う連絡をやつてあげてそれが発足する様になれば農業組合や、その他の商工会の様にミツの漁業組合としての育成を努力しようと思ひますが、どの面でそ

れじや協力するかと云うことになる一応その事業を見ないと云えないんじやないかと、こう思っております。尚その点で産業、課長の方から補足説明があると思っておりますので、

3 番～現在組合の結成に対しては、非常に感興心を大いにもっている様であります。戦前そうとうの船とかそう云うものを置いて相当の水揚量をもつて居りましたが、戦後になつてはほとんどが自家資源が少なくなり、資本が少く、微々の一途を辿つていゝ様な状態であり、市においては、それに対して何等の援助もあえなないと、或は政府においては、相当これに力を入れて、割程度に補助をやつても業者へ言威をやるやうな心算でやつてゐるんだがそれについで、業者のそつうな毎年の資本が少くないために、微の一途をたどつていますか、それについて、持合せでないかお伺いします。

市長～その課長に説明させます。

経済課長～水産協同組合につきましては、只今市長の方から説明がございましたが、これが出来る事を我々としても、愈願しておりますが、まず一番我が方が今考へて不安に思つております事は、何しろ市におきましては、これが水産業者と云う者が非常に少ないと云うことでありまして、又これが奨来相当ふえると云う見込みも立たないんじゃないかと云うふうで考へておりますが、その場合に法定の協同組合を組織した場合に相当の費用がかかります。又法的にその相当の義務をおこなはれる訳であります。そうなる場合にも果してその今の業者の方々がそう云う事でも充分知つて、そう云うのも遂行して行けると云う様な自信があるかどうかと云う事も充分確認してない訳であります。そう云う欲事があり、そして又大いに海にのびると云う意欲があるならば、当然市としては、それと力を入れて、これは奨励すべきであると思つて、持つておられますが、具体的にいかにして、その進んでいない段階として考へております。

3 番～この協同組合の技術の面については、只今市長さんからお話があつた様な意見でございまして、修戦の方水産業育成に対しては政府の支出金が計上されては、対策がとられて居りますが、水産業に対しては、うちの市においては、今までの予算書から見た場合に、1ツもそう云うのが盛られていないと、そう云う面では、1途をたどつていゝと云うことが考へられる訳であります。たとへば水産組合と云うのはぬきにしまして、水産業者に対しては、或程度指導、助言、或は物心両面からの援助が必要でないかと思つて、ありますが、これに対して市長さんとして、宜野湾市の水産業者をもつと育成すべき

であるか、或は現在通りになるに任せてやらせると云う意向であるかその点お伺いします。

市長～宜野湾の産業経済を豊かにし、その業を盛んにすると云う事はどの業に対してもこれを盛んにさせたいと思ふのでありますが、水産業におきまして特にこれは従来宜野湾で本當に水産業を生業とし、又け生産藥物を出す様な本格的な事業をやりにかけては失敗し、やりかては失敗したと云う事が2回位あつたと云う事を聞いております。そこにはたしかに宜野湾市においては何かこの業において適当な所があるんじゃないかと思ふところが、それについてはまだどう云う所も欠けがあると云う事はつきりした理由はにぎらいだておらないですが、これを前にもあつたのを更に今度聞かぬが、様にこれを進行させて行くには、業務にその業に当る人々の熟意が一番大事な事じゃないかと思ふのでありますが、もし、そう云う人々が技術面や政策面において、こうありたい、或はこう云う指導がほしいと云う事であれば、その業者自体から、申出て職ければ習い合いか或は機具の入手方法なんかについても世話を上げて、ま、まだ、んじやないかと云うふうな程度は、考へております。また、こ、う云うふうにしては水産業を復興したいと云うふうな計画や産業、指導の方法等は外には今の所考へておりません。

3番～宜野湾市においては相当水産業で生業とされた方も居られるが過去において一圖でも育成、助言とか、そう云う事をやつた事もないして、只水産業篤組が出来てからそれに対して或程度の助言はやつておられる様であります。それ以上水産業者個々に対する指導とか助言とか、そう云う事は放つたらかされておつたんじゃないかと云う様な印象を受ける訳であります。そのため水産業者におきましても、そう云う面、市長さんの今後の方針としても是非お入り込んでもらひまして、振興策を打ち立ててもらひます様要望して質問を終わります。

議長～暫休懸致します。(午後3時40分)

議長～再開致します。(午後4時42分)

8番～今の3番議員の第2問ですが、これに対して私の質問として出しまして第2項ですが、それとちよつと関連性がありますので質問致しまして、天久議員の場合はそれは、商工会或は水産業者等に対しては当局としては出来るだけの保護策を講じてもらひ度いと云うことでした。私の質問する第2項は、これは市長の市政方針にもありまむ様に、目下設立準備中の商工信用協同組合が実現した形にはなつて居りますが、市長としては極力、協力をおしめないことになつて居りますが、この協力と云う程度の問題は、これはまだ生れておりませんけれども、しかし、やがて近々設立発足することに相成つて居ると云うふうに思ひますが、もしそれが